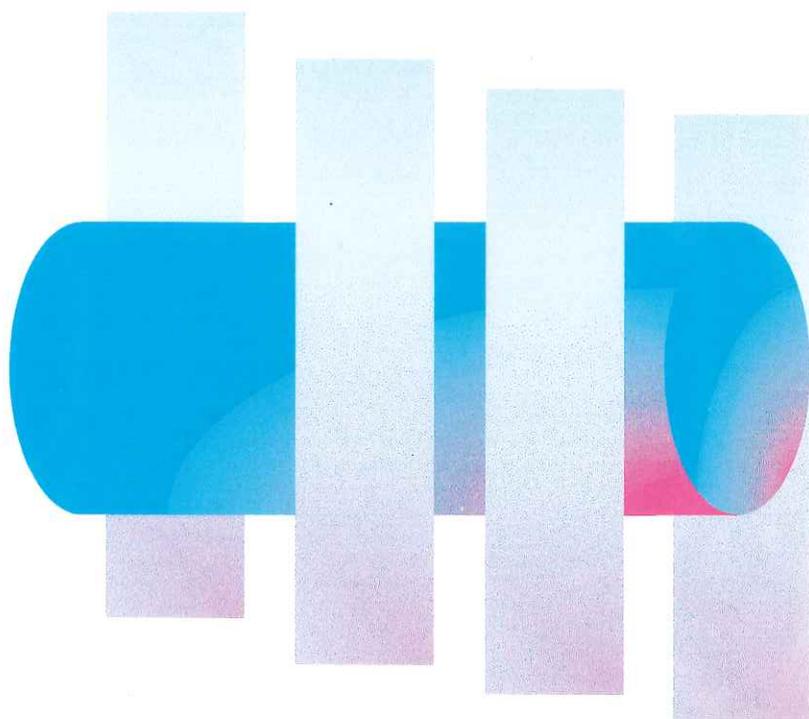


# 第 2 章 各 論



## 第2章 各論

### 1. 基本構想

～ふれ愛プラン’94～

“私たちでつくるやさしい町”

子どもからお年寄りまで、障害のある人もない人も、  
神栖町に住む全ての人が安心して、生きがいのある生活  
を送れるよう、『住民の参加と支え合いによる福祉の町  
づくり』を目指して、地域福祉活動を進めていきます。

### 2. 基本計画

基本構想の実現を目指して進める、実施計画の骨組みとその方向性を示します。

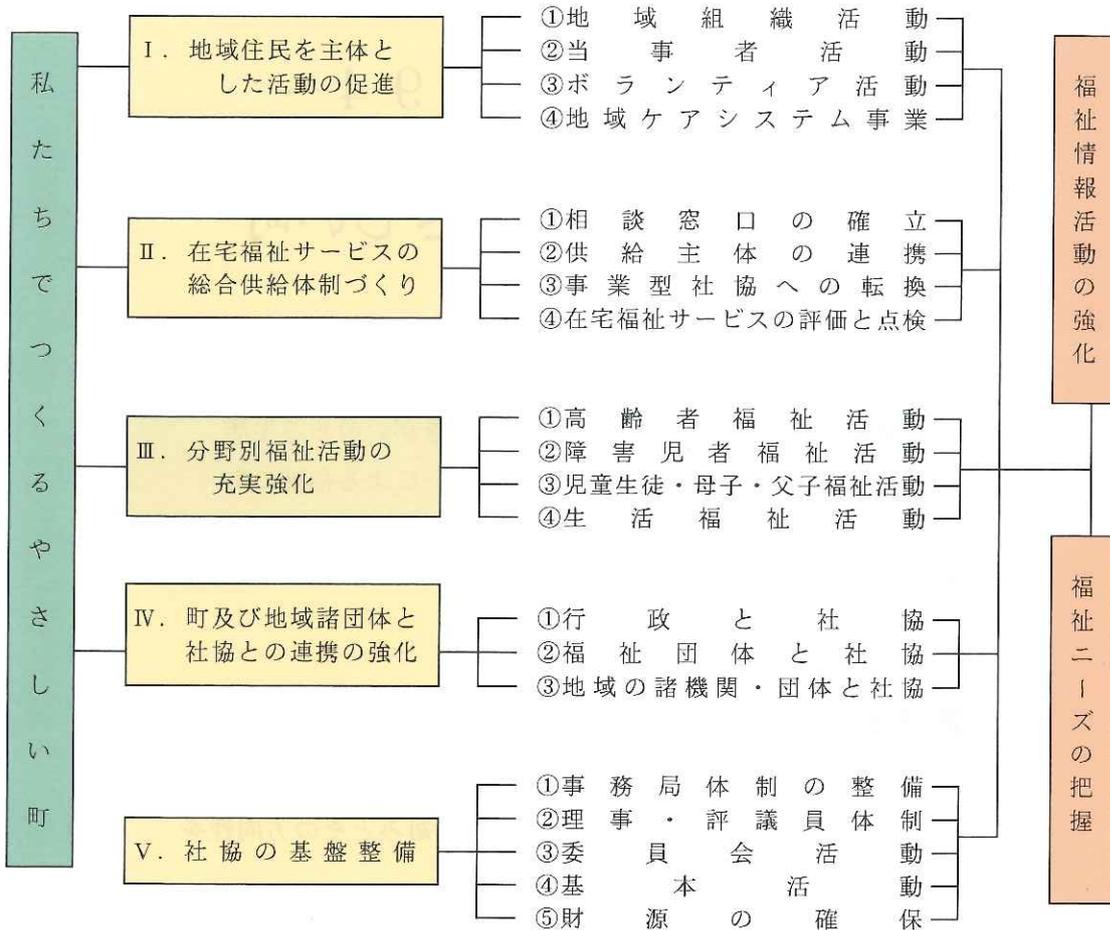
#### 基本計画5本の柱

- I 地域住民を主体とした活動の促進
- II 在宅福祉サービスの総合供給体制づくり
- III 分野別福祉活動の充実強化
- IV 町及び地域諸団体と社協の連携強化
- V 社協の基盤整備

## 計画体系図

<基本構想>

<基本計画>



注： 体系図中のローマ数字Ⅰ～Ⅴと丸付数字①～⑤までは、「実施計画」では基本計画欄にローマ数字を実施項目欄に丸付数字で記載しています。また参考資料の「評価チェック表」では区分欄にローマ数字を事業・制度・活動名欄に丸付数字で記載していますので参考にして下さい。

## 1. 地域住民を主体とした活動の促進

地域住民みんなの手で、誰もが安心して生活できる  
福祉のまちづくりをすすめよう

地域福祉においては、「住民」の参加が大前提です。したがって、住民を主体とした活動の推進は、地域の福祉問題を身近なものにするとともに、「福祉のこころ」を育てていくものでなければなりません。さらに、要援護者やその家族に対する住民の理解と様々な支援活動への参加を促進することが必要です。地域住民を主体とした活動は、社協が目指す地域福祉の実現にとって不可欠であり、活動の促進にあたっては、各段階での組織化活動を多様な形で展開していかなければなりません。

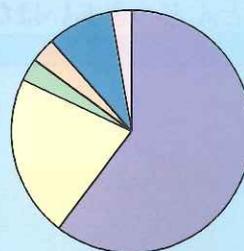
### 1-① 地域組織活動

#### ●現状

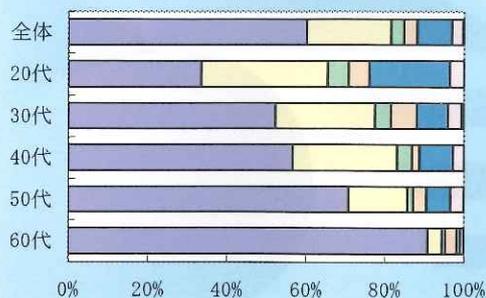
これまでの社協活動の中でも、それなりの実践が積み重ねられてきていましたが、どうしても自己完結的になってしまい、地域における具体的・個別的な問題を地域に密着させ、住民一人ひとりが自らの問題として据え、全体との関係をはかりながら組織的に推進してきたかという点については反省する部分があります。

従来の地域福祉活動の焦点が老人・障害者・母子家庭・低所得者等、限られた人々への日常生活援助といった面が中心であり、このことが「住民参加・当事者参加離れ」、「無関心」といった傾向から脱却できず、地域組織活動の活性化が図れない要因となっています。

神栖町への居留意向

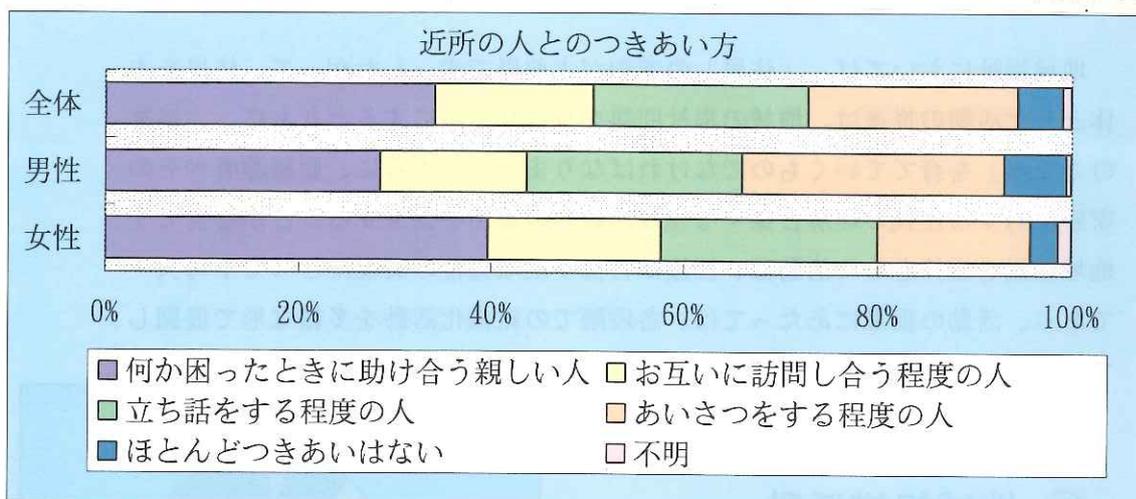


永住希望者の年代別割合



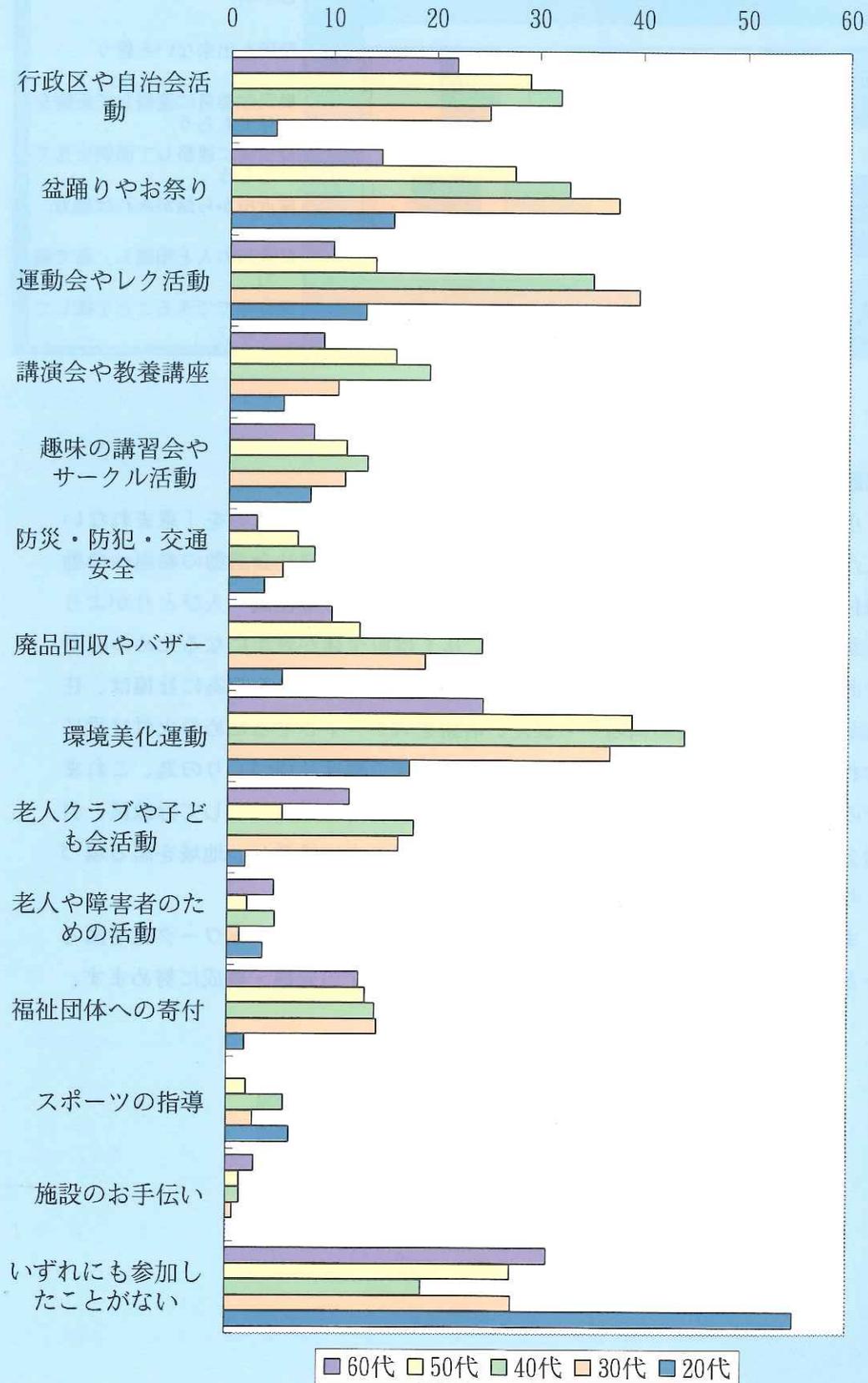
一方、都市化が進み、新住民と旧住民とが混在する中で、地域生活課題や住民の価値観の多様化により、これ迄の近隣組織や行政区の存在意義は次第に変化しつつあり、従来とは異なる組織運営や問題解決が期待され、ここに新しい福祉コミュニティづくりを住民と共に創設しなければならない必要性があります。

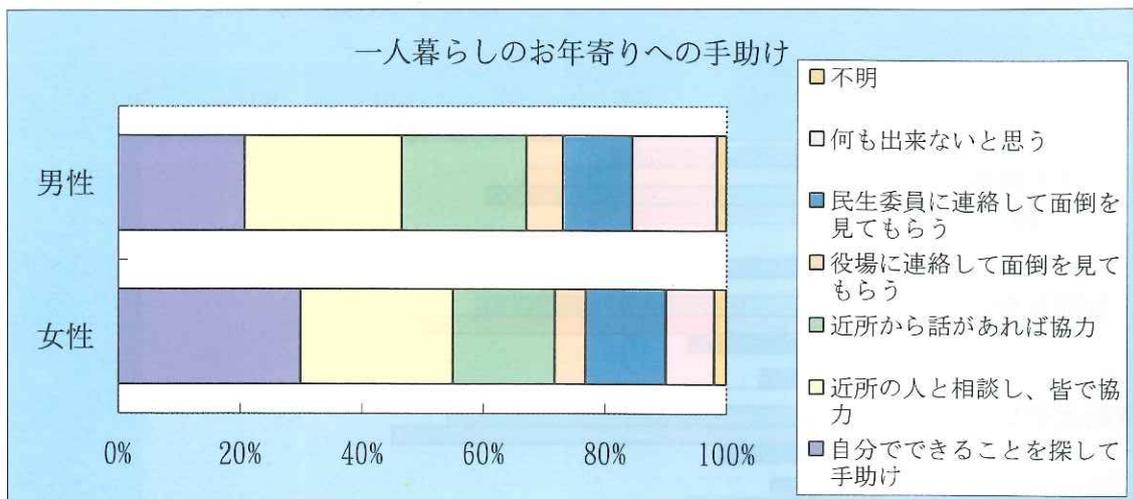
〈神栖町民福祉意識調査 平成6年〉



2～3年の間に参加した地域での活動

(%)





●課題

小地域で福祉を進める上で従来のように“福祉”というものを「恵まれない人たちへのサービス活動」と考えていては、住民の地域社会活動の参画への動機付けとしては弱い感があります。つまり“福祉”とは住民一人ひとりがより豊かに生きていくための取組みであり、広くは町全体が豊かになるための活動である、という点を明確にアピールする必要があります。その為に社協は、住民が福祉を自分自身の問題から捉え、活動をスタートさせるための火付け役になれるかが問われているのです。そして、将来の地区社協づくりの為、これまでの「福祉推進員」をさらに発展させて「地域活動推進員」として行政区、自治会、子ども会、婦人会、PTA等既存の組織の中に設置し、地域を語る場づくりを進めるよう働きかけます。

また、要援護者のためには、地域ケアシステムによるネットワーク化を図るとともに、当事者の組織化及び地域型ボランティアの発掘・育成に努めます。

実施項目 I - ①

- ☆ 小地区社協の設置促進
- ☆ 地域活動推進員制度への移行

「地域ケアシステムでのネットワークづくりっていうけどさあ、利用者からすれば近所の人にみてもらうことを望んでいる人は少ないんじゃない？」

「そうよ、むしろ行政サービスやお金を払ってサービスを受けた方が気が楽よ」

「つまり、必要なサービスを行政の責任でまかなってくれれば問題ないんだよね」

「でも私達の期待するサービスは全部望めないんじゃない？」

「いくら行政サービスが充実しても、今のままでは、世間体を気にしたり、手続きが面倒臭かったりしてサービスを利用しない人が多いから、やっぱりまわりの人の理解をつくっていかねばならないね」

「だよなー」

「ところで“地域活動推進委員”って本当に地域からでてくるのかしら？難しいんじゃない。むしろボランティア活動を積極的にやっている人の方が中心になれると思うわ。行政区や婦人会といった、もともとある組織を利用するってことは、やる側に都合がいいからだし、結局当て職になっちゃうわよ。だったら、やる気のある人を研修して育てた方がいいじゃない」

「でも、ボランティアを育てたやり方だと、必ずしも地域との関わり合いに結びつかないけど、もともとある組織は地域全体として取り組みやすいんだよね」

「でもそれって、真剣に取り組んでもらえるのかしら？」

「難しいけど、今まで通りの組織じゃ限界があるから、少し冒険して、新しいコミュニティの形をつくる必要があるかもね」

神栖町地域福祉活動計画策定専門委員会に参加して（専門委員より）

現在、86才の父親と暮らしている、職業を持つ住人の一人として、何時寝たきりになり、自分一人では背負いきれず「誰か助けてー」と叫ぶ時が来るのではないかと思いい、この会に参加させていただきました。

十数回の会を重ね、この素晴らしい小冊が出来ましたが、私が欲張りなのでしょうか。十年間の目標にしてはいささか遠慮気味ではないでしょうか。勿論、経済的な裏付けなしには何も出来ない事は百も承知ですが現実に移動入浴サービスを希望する人が数人居ます。

薔薇色の老後と迄は言いませんが、十年後にはこの計画の数倍の地域福祉が実行されて居ることを願っております。

町民福祉意識調査の意見の中にも良い意見があると思います。その幾つかを採用するのも手だと思いますが…。

## I - ② 当事者活動

### ●現状

神栖町における当事者団体、及び事務局設置は次の通りです。

No	団体名	会員数	事務局	総決算額	自主財源	自主財源率
1	老人クラブ連合会	45クラブ 3,888人	社 協	4,523,484	1,366,200	30.2%
2	身体障害者福祉協議会	260人	社 協	3,716,574	260,000	7.0%
3	遺 族 会	401人	社 協	1,520,993	804,000	53.0%
4	母 子 福 祉 会	68人	社 協	592,759	68,000	11.5%
5	軍恩連盟神栖支部	176人	社 協	425,418	371,000	87.0%
6	痍 傷 軍 人 会	20人	社 協	428,468	260,000	61.0%
7	心臓病の子どもを守る会	17人	保健センター	183,642	30,600	17.0%
8	あ す な ろ 会	28人	自 立	1,992,926	268,800	13.0%
9	きぼうの家親の会	14人	社 協	49,000	49,000	100.0%

### ●課題

団体の組織率からみれば非常に高いと思われませんが、事務局に対する依存度、或いは活動財源の行政に対する依存度が非常に高くなっています。今後各団体の活動については自主性、主体性を如何に高めていくかが課題となっています。また一方では、痴呆性老人や寝たきり老人の介護にあたっている家族等の在宅介護者グループの組織化や活動に対する当面の支援を強化する必要があります。

#### 実施項目 I - ②

- ☆ 当事者団体活動の主体性を高め  
自立化を促進する
- ☆ 寝たきり老人家族の会組織化と  
支援活動の展開

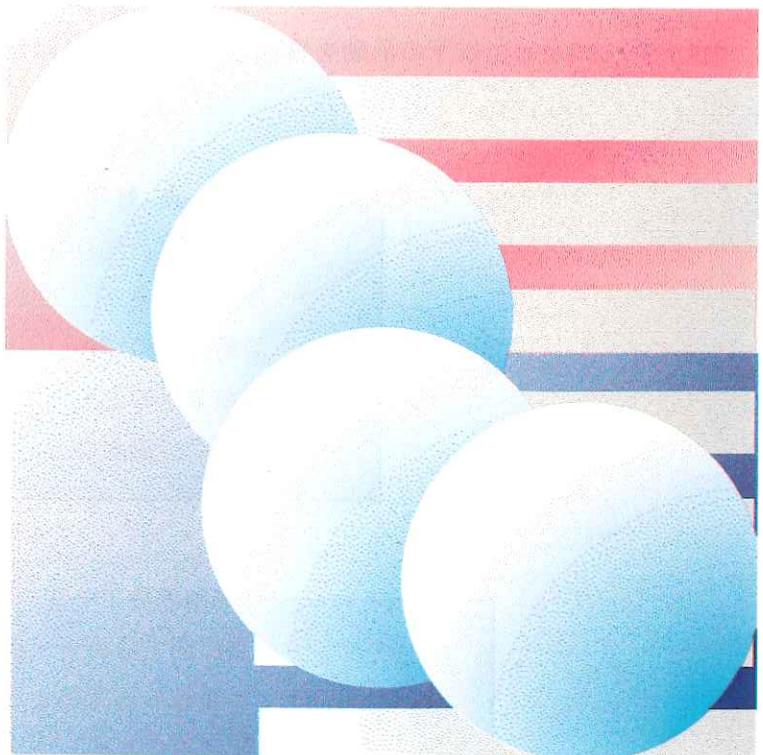
「えっ！ “軍恩連盟” “療傷軍人会” “遺族会” って社協の仕事だったの！」

「なんか場違いなんじゃないかしら。」

「私もそう思うわ。」

「団体の主体性っていったって、団体がいつでも集まって話ができる場所が無いんですもの。自立しろって言われたって無理よ。まず集える“拠点”が欲しいの！」

「それはいえる。やっぱり“一つ屋根の下”でないと団体としての結束も作れないよな。」



## I-③ ボランティア活動

### ●現状

地域福祉の推進には「公的福祉制度の充実」と「住民による助けあい」の二つが必要です。そのためには福祉・教育・医療・保健等に関わる人々をはじめ、住民によるボランティア活動が不可欠となります。

従来ボランティア活動とは個人の自発性に基づく奉仕的側面だけが強調されてきましたが、しかし21世紀に向けて、成熟した社会形成を願い社会全体が大きく動きだした中で、その活動分野や活動する人々の層の拡がりが見られ、福祉社会実現のための住民の責任として、自己実現或いは企業の社会貢献として、と様々な価値観を持って参加・活動する多様化の時代に入っています。

### ●課題

ひとりでも多くの方が、時間や労力、技術、金銭、物品、場所など各自が提供できるものを提供しあって「お互いに助けあい、支えあうまち」、それがまさに誰でも安心して暮らせるまちであり、子どもから老人まで誰もが受け手であるとともに担い手になりやすい条件を、地域の中に整えなければなりません。

そのために以下の活動を重点対策として取り組んでいきます。

#### 重点対策

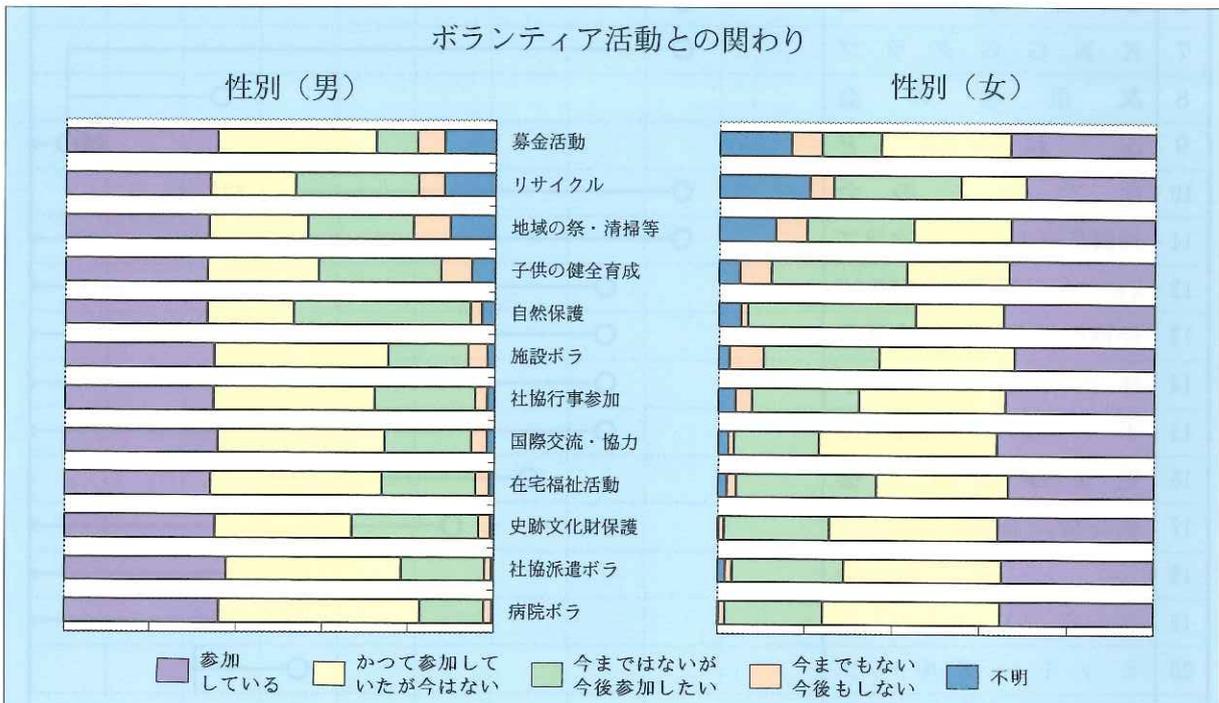
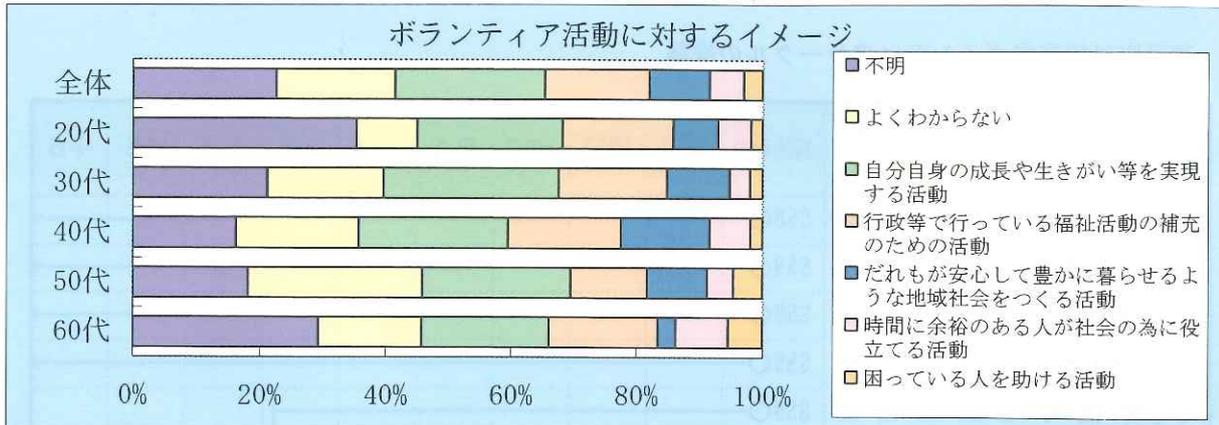
- ◇ 活動の拠点作り
- ◇ 基金の充実
- ◇ 活動の場の開拓
- ◇ 各種講座の充実
- ◇ 企業、労働組合の活動促進

#### 実施項目 I-③

- ☆ ボランティアに関する調査・研究
- ☆ ボランティア活動の場開拓と活動への参加促進
- ☆ ボランティア活動の支援

神栖町社協登録ボランティアサークルの推移

No	サークル名	年 度										
		昭61以前	昭61	昭62	昭63	平 1	平 2	平 3	平 4	平 5	平 6	
1	神栖町手話サークル虹の会	S58○										
2	神 栖 生 活 学 校	S59○										
3	神 栖 青 年 会 議 所	S59○										
4	神栖町食生活改善推進員協議会	S59○										
5	神栖町建設業協会	S59○										
6	5 0 歩 の 会		○									
7	K N G G ク ラ ブ		○									
8	友 里 香 の 会								○			
9	ふ れ ん ど											合併○→
10	な で し こ の 会		○							休会中		
11	神栖高校リーダーズクラブ		○									
12	日赤アマチュア無線奉仕団神栖地区分団			○								
13	神栖町消費者連絡協議会			○								
14	神栖町写真クラブ			○								
15	ボーイスカウト神栖第一団			○								
16	更生保護婦人会				○							
17	波崎柳川高校リーダーズクラブ					○						
18	三 美 会							○				
19	う ぐ い す の 会							○				
20	ミッキーグループ							○				
21	倫理研究所鹿行独立地区							○				
22	波崎高校JRC							○				
23	たまゆら欽永会							○				
24	櫻 偉 会								○			
25	ひ と み の 会								○			
26	軽野児童館母親クラブ											○→
27	スローステップ											○→
登 録 団 体 合 計		5	9	13	14	15	15	21	21	19	20	



「その日その日を間借りでのボランティア活動なんて、もう限界だよな。」

「とにかく活動の拠点が欲しいのよ。どんな拠点がいいと思う？」

「情報交換が出来るような“活動スペース”ね。」

「できるだけじゃだめ。やっぱり誰でも気軽に入れるみんなの溜り場で、気兼ね無く井戸端会議のできる場でなくっちゃ。」

「ボランティアも、お年寄りも、子どもも、障害者も利用できるノーマライゼーションの拠点ってわけね。」

「かーっこイー！」

「ちょ、ちょっとまってよ。お、お金は一体だ、誰が出すの？」

「そりゃあ役場に決まってるじゃない！ こういう有意義なことにお金を使わせなきゃ。」

「最近‘貯蓄型’や‘有償の福祉サービス’っていうのをよく聞くけど、どう思う？」

「高齢者や障害者を抱えている家族にとって、急に人の手が必要になった時には有償でも助かるわよ。」

「確か、町民意識調査にもあったんじゃない。」

「45ページにグラフがあるよ。」

「ふーん、ほとんどの人が必要だと思ってるんだね。」

「その割に‘活動したい’っていう人が少ないのはどういうわけ？」

「結局、人には助けてもらいたいけど、自分が人のために何かするのはどうも…っていうのが現代人の感覚なのかなぁ…。」

「でも、社協としては利用者の選択枝を拡げるためにいろんなサービスを考える必要があるんだから、めげずにがんばっていきましょう。」

「昼間ばかり講座を開いては、参加したくても出来ない人がいるんじゃない？」

「社協ニュースなんかで講座の案内を見るけど、みんなお昼の時間帯なんだもんね」

「大丈夫！そんな方達のために、今年から夜間講座を開いているんですよ。」

「社協もなかなかやるね。少しは見直してあげる。」

「“基金”って何のために積み立てられてるの？」

「社協やボランティアサークルが、より充実した活動を展開出来るようにさ。果実の中から、サークルには、毎年10～15団体くらいに助成しているし、活動資機材購入の補助もやっているんだよ。」

「ふーん、ボランティア活動の充実のためね。」

「ところで積立ての目標額はいくらなの？」

「一億円。でも積立てははじめの頃と違って、最近は利率が半分以下になっちゃったしね…。」

「一億円といわず、景気の変動にも左右されないくらい充実させなきゃダメか。」

「そうよ。神栖町はお金があるんだし、企業も一流企業ばかりだもんね。基金充実のための社会貢献もしてもらわなくっちゃ。」

## Ⅰ－④地域ケアシステム

### ●現状

日常生活を営む中で、自分或いは家族だけでは解決出来ない問題を抱えて困っている人に対して、福祉・医療・保健の観点から総合的な支援体制で、住み馴れた地域で安心して生活できることを目的に、平成元年より3か年、モデル事業として取り組んできました。しかし、地域の区割りの問題、住民の積極的な関わりという点で課題を残しています。

### ●課題

地域ケアを充実・強化させるため、

☆在宅側の意識が閉鎖的、封建的によることから生ずる制度利用の低さを解消し、「社会的介護」という考えを地域住民の理解のもとにつくりあげ、ニーズの早期発見をシステム化する事を小地域に求めます。

☆福祉サイドの情報及びサービスと、保健医療サイドの情報及びサービスのネットワーク化を図ります。

☆地域ケアとクライアントの間に生じるニーズのギャップを解消し、利用者の個別のニーズに対応した多様なケアの供給を図ります。そのための拠点の確保により訪問型サービスの充実及び地域のコーディネート機能を強化しています。

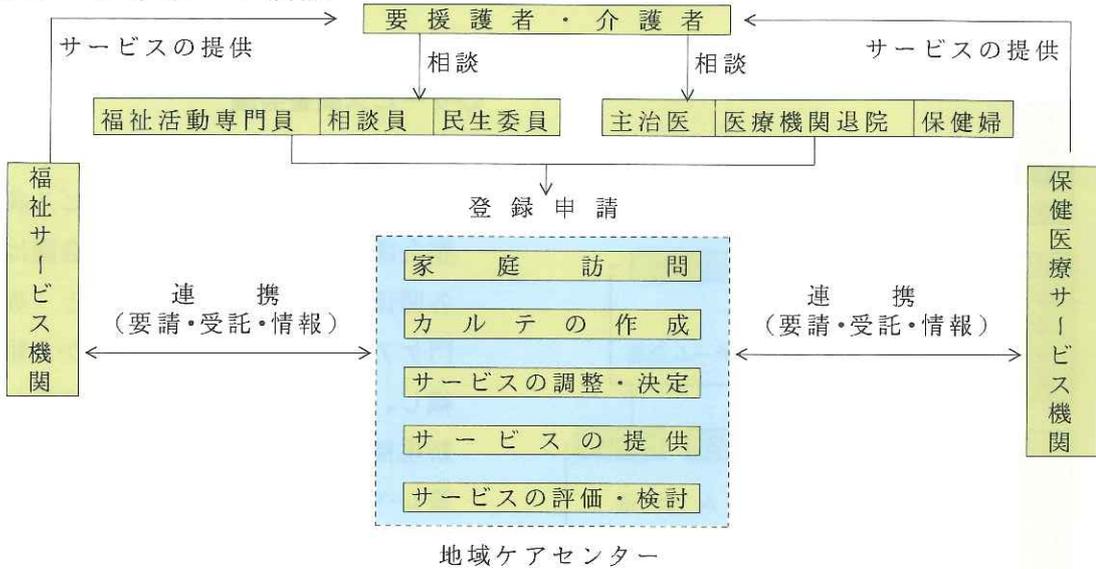
☆「サービス調整会議」を町レベルとして設置、担当代表者によって構成し、政策レベルの協議を行います。また、「専門ケアチーム会議」を福祉エリアに設置、実務者によって構成し、地域ケアの改善を図り、サービスの調整を実施していきます。なお、小地域には「在宅ケアチーム会議」及び「キーパーソン会議」を設置し、具体的に個別ケースの処遇に対応するための、福祉サイドと保健医療サイドのネットワーク会議を、重層構造で横断的なものとします。

☆地域ケアの厚みを増すために、クライアントに関わる福祉施設やシルバーサービス等の民間事業者や、住民組織といった民間資源育成を促し、ケアの質と量を高めることを、福祉エリア及び小地域に対して積極的に関わります。

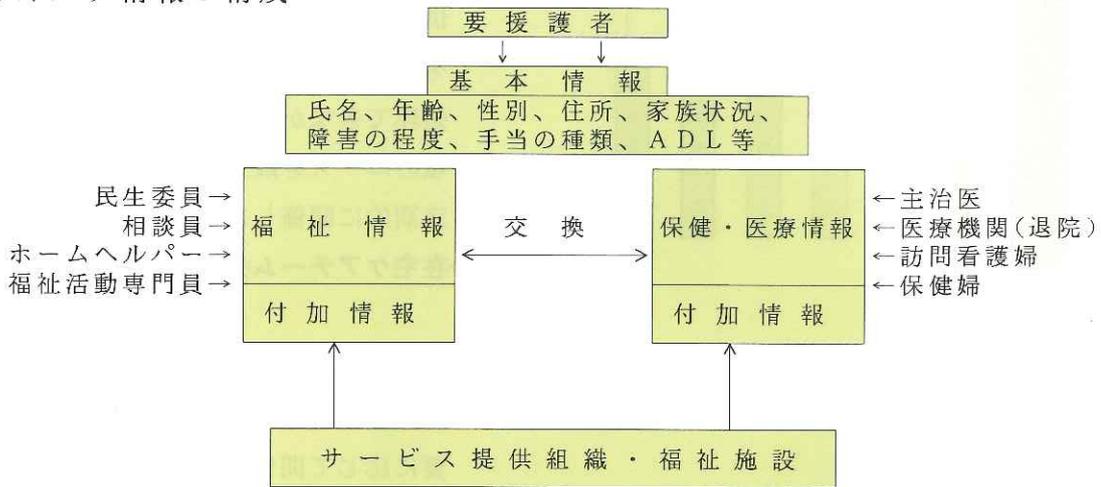
実施項目 I-④  
 ☆ 高齢者地域ケアシステム  
 ☆ 障害者地域ケアシステム

### 《地域ケア構想》

● コーディネート機能

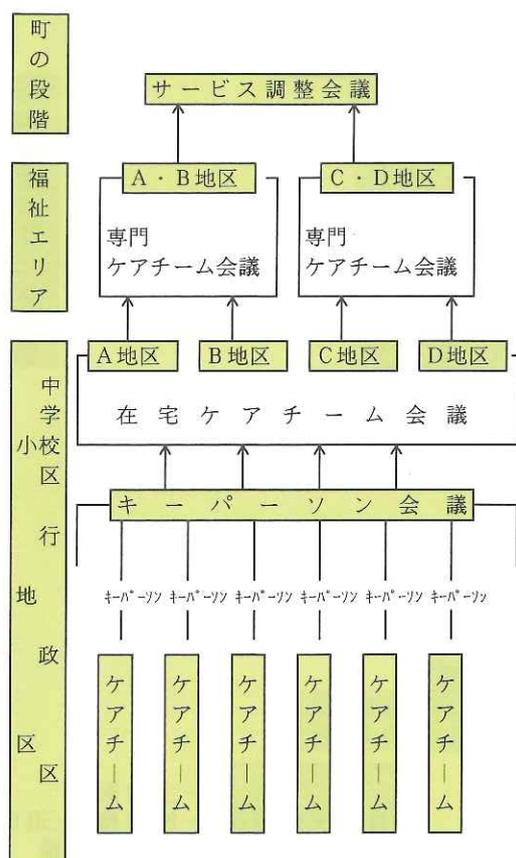


● カルテ情報の構成



## ●担当者会議

将来的には「高齢者サービス調整チーム」が有している各々の機能を更に強化し発展的に解消し、対象者を高齢者のみに関わらず障害者、難病者、その他の要援護者に拡大、整理します。さらに在宅介護支援センター、デイサービスセンターを、地域福祉センターのランチ機能を持たせ、住民活動の拠点として位置付ける必要があります。当面ネットワーク会議は地域ケアセンターで行います。



## ◇サービス調整会議

地域ケアに関して保健、福祉、医療に携わる担当者による「サービス調整会議」を設置します。この会議は各関係機関の決定権者レベルと「専門ケアチーム会議」の代表者から組織し、地域ケアシステムの評価検討新規福祉事業のアセスメント等、政策レベルの調整を行っていきます。

## ◇専門ケアチーム会議

保健、福祉、医療の実務者レベルによるこの会議は、クライアントに提供される各種サービスの評価・検討を実施するとともに、地区レベルで処理できなかった問題を調整し、地域のニーズを政策に反映させるため定期的に開催します。

## ◇在宅ケアチーム会議及び

### キーパーソン会議

この会議は、クライアントの生活圏である地区レベルにおいて、必要に応じて開催されます。クライアントに直接関わるケアチームメンバー（主に近隣住民・民生委員等）からなり、ニーズに基づき具体的に個別ケースの処遇に対応します。

日本、米国、デンマークの職員数比較（常勤換算）

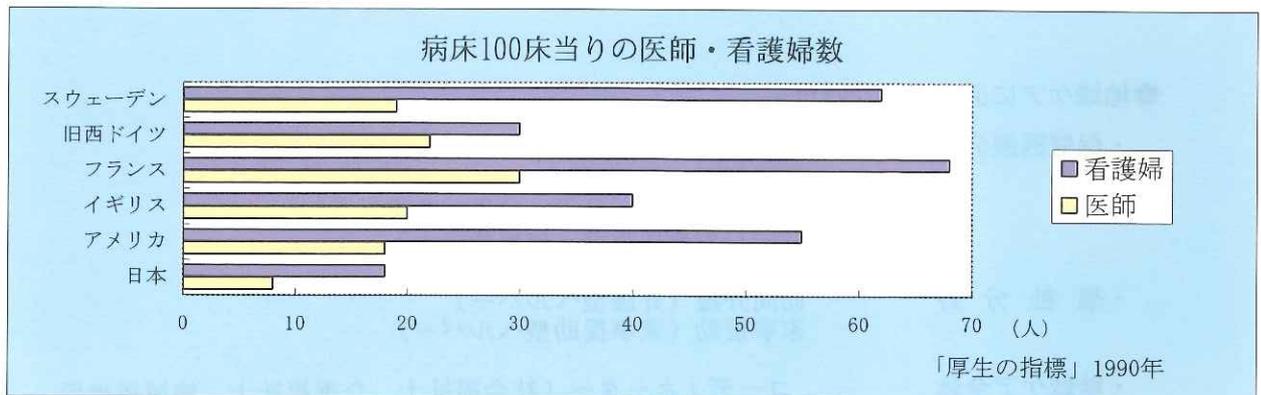
		日 本	米 国	デンマーク
ナーシングホーム 入居・入院者100人当り)	全 職 員	45人	71人	100人
	看護・介護職員	29人 (特養1986年)	43人 (1985年)	68人 (1987年)
病院(100床当り、1982年)	全 職 員	77人	269人	224人

注：「モダン・メディシン」1989年11月号

病床100床当りの医師

・看護婦数

「厚生省の指標」：1990年

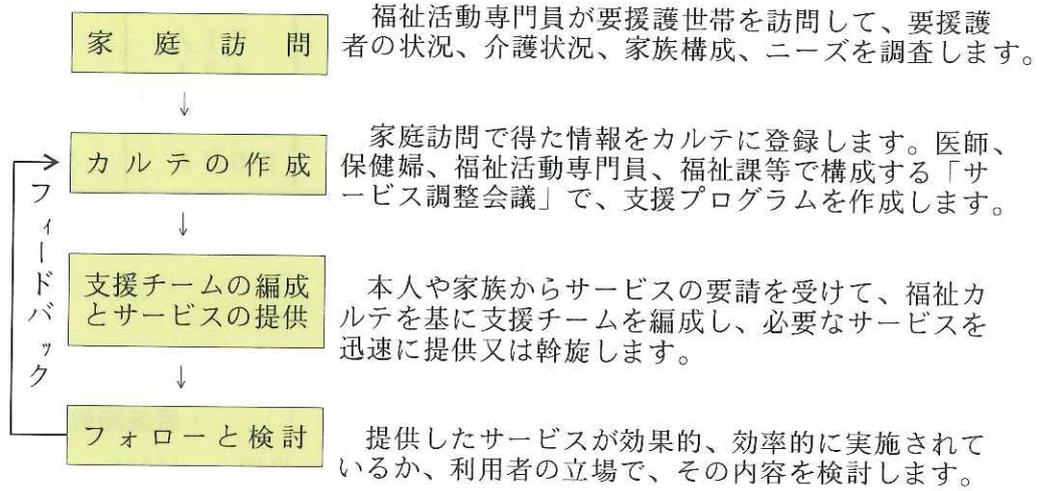


先進国のホームヘルパー数の対人口比

国 名	年	ヘルパー数(人)	人口(千人)	人口10万人対比
イギリス	1985	98,260	47,112	208.6
フランス	1985	65,000	54,621	119.0
スウェーデン	1985	73,808	8,350	883.9
デンマーク	1984	33,321	5,112	651.8
ノルウェー	1983	40,598	4,129	983.2
日 本	1987	23,629	122,264	19.3
(コールト・フロン)	2000	100,000	131,192	76.2
(参) 神 栖 町	2005	19	55.363	34.3

注：神栖町の人口は西暦2000年の町推計人口を基準に以後20年間の人口の増数を単純平均化しています。

●登録とケースマネジメント



●地域ケアに必要なマンパワー

- ・保健医療分野
  - 訪問看護（看護婦）
  - 訪問指導（保健婦）
  - 訪問リハビリ（PT、OT、ST）
  - 訪問口腔衛生指導（歯科衛生士）
- ・福祉分野
  - 訪問介護（介護型ヘルパー）
  - 家事援助（家事援助型ヘルパー）
- ・地域ケア全体
  - コーディネーター（社会福祉士、介護福祉士、地域福祉活動指導員）

「日本って、よその国に比べて看護婦もお医者さんもホームヘルパーもこんなに少ないの！大丈夫なのかしら？」

「神栖町のホームヘルパーの数は、その少ない日本のゴールドプランの半分以上よ。地域ケアに必要なマンパワーって、これで足りてるの？」

「行政職員は法律で採用枠が決まっちゃってるから、簡単には増やせないんですよ。」

「一般事務職員とヘルパーや看護婦のような専門職は、別枠で採用できればいいのにね。」

「訪問看護の現状も、訪問看護ステーションの開設のためには看護婦3名が必要で、しかも医師がいないと医療行為が出来ない。その上独立採算、なかなかペイするのにもムズかしいよね。」

「だったら同じ医療圏の町村の老人保健福祉計画を持ち寄って、将来必要なサービス量やマンパワーを算出して、ペイ出来ない部分を行政責任で分担しないと、結局困るのは利用者だけ。もっとみんなで声を上げなければいけないと思う。」

「地域ケアって、もう始まったんでしょ。うまくいってるの？」

「あたし、この間会議に出たのよね。そしたら、ボランティアなんか全然必要ない会議みたい。ここで勉強した地域ケアとちょっと違うみたい」

「どう違うの？」

「つまり、今やってるのは、1週間のサービスプログラムを行政サービス中心にやることに主眼を置いているのよね。でも、ここで勉強したのは“地域”に主眼を置いてサービスプログラムはその中の一つ、もっとやらなければいけないことがたくさんあるのにね」

「その違いなのね」

「でも社協がやってるんだから、いくらでも変えられるんじゃない」

「茨城県の助成事業を町から委託されているので、軌道修正はそう簡単ではない」

「こんなに問題抱えたまま、委託受けちゃったのかい？たいへんだねえ」

## II. 在宅福祉サービスの総合供給体制づくり

福祉の課題を共に学びあい、地域での状況を確認、話し合っ、必要なサービスが利用できるよう行動に移そう

### ●総合供給体制づくりの目的

平成2年の社会福祉関係の法律改正により、在宅福祉サービスは第2種社会福祉事業として法律上の位置付けが明確化され、さらには老人保健福祉計画の中でサービスメニュー及び供給量等が明示されました。しかし、地域社会の実態に合わせて質・量ともに拡大、成長させていく必要があり、その中でサービスを供給する主体が多様化していく傾向にあります。

在宅福祉サービスは、生活上に様々な支障を抱える人々の、在宅における生活維持の道具ですが、一つのサービスだけで生活全体を維持することはできません。しかし、ひとりの人がいくつものサービスを受けることによって、在宅での生活が可能になる場合もたくさんあります。

このことから、ひとりの人に対していかに総合的に、効果的に、効率良く的確なサービスを提供していけるかが大きな問題として考えられ、在宅福祉サービスの総合供給体制づくりに取り組んでいく必要があります。

## II-① 相談窓口の確立

### ●課題

住民とサービスとの接近を図り、地域社会の中で具体的にどのような援助体制が考えられ、どのようなサービスを受けることができるのか等を、相談を通じて住民に情報提供するための総合窓口を確立する必要があります。

「ふれあいのまちづくり事業」を通して実施に取り組み、地域福祉センター或いはふれあい福祉センター等活動拠点の整備を待って、それに関わる体制と人材の配置を図っていきます。

実施Ⅱ項目－①

☆ 心配ごと相談所の充実

「相談って、どんな相談があるの？」

「法律相談は役場広報公聴課、母子健康相談は保健センター、児童・身障相談は福祉課、心配ごと相談は社協、健康体力相談は文化・スポーツ振興公社、交通事故相談は消防交通課等、役場内だけでも10くらいあるけど……」

「えーっ、窓口が全部バラバラじゃない！」

「もっとわかりやすくしてほしいよね。例えば“そこに行けば相談ごとは全部受けられる”……っていうところがあるとか。」

「だから拠点としての総合機能を持つ地域福祉センターが必要なのださ。」

## Ⅱ－②供給主体の連携

### ●課題

多様化したサービス供給主体が同じケースに関わる場合は、情報の交換やケースカンファレンス等を「地域ケアシステム事業」の中で整備して行き、他機関の活動や機能を相互に理解した上でケースに関わるようにします。

この場合、単に各組織の長が集まっただけの会議では意味を成さず、また、ケースを保持している担当者レベルのつながりだけでも、組織どうしが有機的に連携を持つまでには至らないので、ケース担当者が組織的に認知を受けて活動できるよう十分な検討が必要です。

実視項目Ⅱ－②

☆ 行政との連携強化

☆ 他機関との連携強化

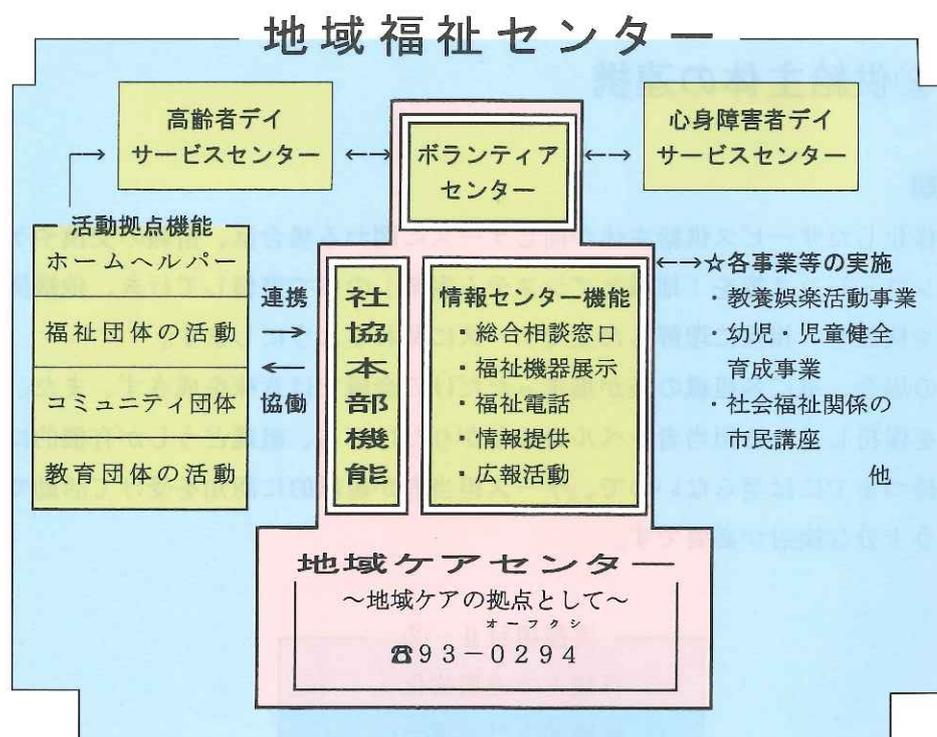
## II - ③ 事業型社協への転換

### ●課題

住民の意識調査からもわかるように、老後は住みなれた地域で、行政・民間・住民・家族が協力して、在宅で暮らしたいという願いを充足するため、各種の公的福祉サービスを積極的に受託し、民間の立場から柔軟に運営し、住民のあらゆる生活問題を受け止め、素速く問題解決を図れるような「事業型社協」への転換が必要です。そのためには、



を是非とも受託する必要があります。福祉サービスや活動とそれに参加協力する関係者、当事者、住民によって継続的・安定的な事業を遂行するためには、活動拠点が欠かせません。そこで、



上図のような「地域福祉センター」の整備が何よりも重要な課題です。

「93-0294って、どこかで聞いた電話番号ね。」  
「オーフクシだもん、社協じゃない。」  
「今は拠点が無いから、事務局と一緒にしちゃってるのね。」  
「そうか、地域福祉センターって、やっぱり必要なんだ。」  
「やっぱりどころじゃないわ、絶対必要よ！」  
「社協にとって、ここが勝負の分かれ目ね。頑張っ！」

実施項目Ⅱ-③

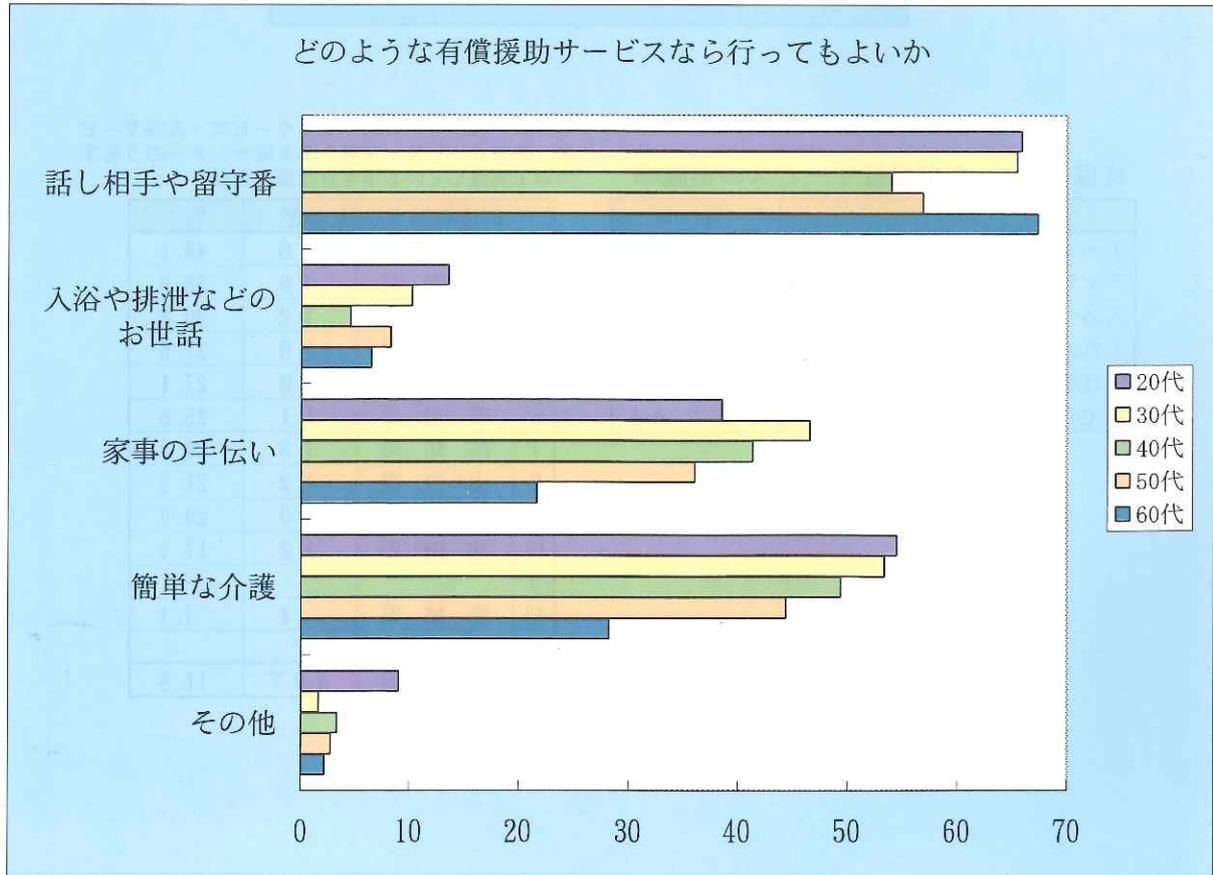
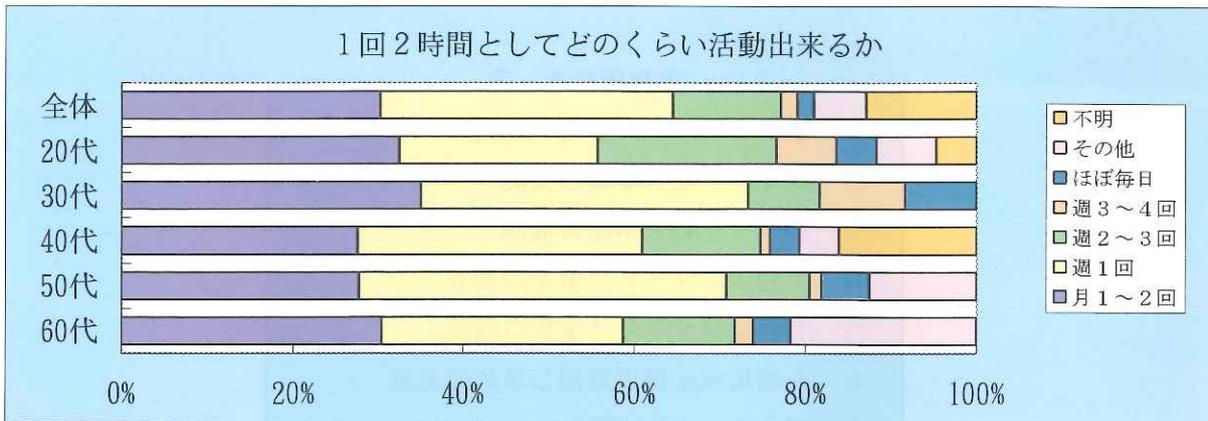
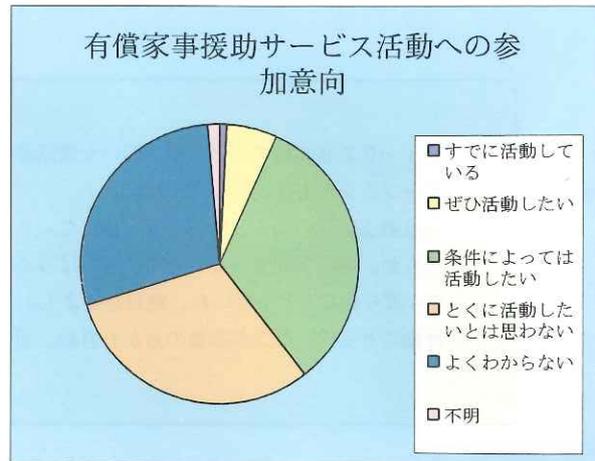
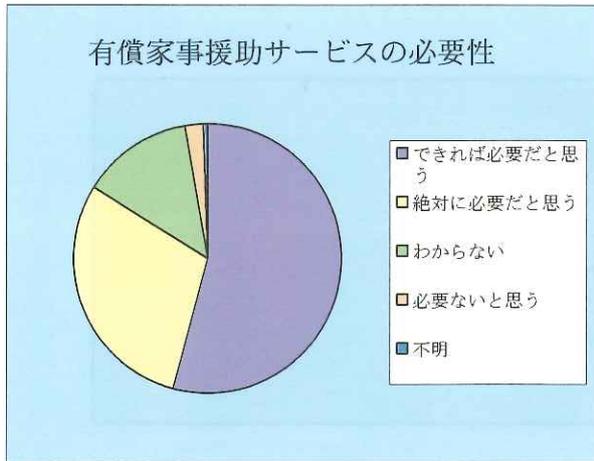
- ☆ ホームヘルパー事業の受託
- ☆ デイサービス事業の受託
- ☆ 移送サービス事業の展開
- ☆ 移動入浴サービス事業の調査
- ☆ 有償福祉サービス事業の展開
- ☆ 介護用福祉機器貸出し事業の充実
- ☆ 紙オムツ支給事業の充実

社協の主な 在宅福祉サービスの実施率

	カ所	%
ホームヘルプサービス	2,245	66.6
デイサービス	712	21.1
入浴サービス	1,548	45.9
ふれあい型(会食)食事サービス	2,432	72.1
毎日型(宅配)食事サービス	70	0.8
在宅介護支援センター	26	0.1

ホームヘルプサービス・デイサービス・入浴サービス・毎日サービス・在宅介護支援センターのうち3つ以上実施している市町村社協の割合

	都道府県名	社協数	%
1	長崎県	38	48.1
2	長野県	46	38.0
3	鳥取県	12	30.8
4	大分県	16	27.6
5	島根県	16	27.1
6	香川県	11	25.6
7	高知県	13	24.5
8	山口県	12	21.4
9	滋賀県	10	20.0
10	秋田県	12	17.4
43	茨城県	1	1.1
	全国計・平均値	397	11.8



〈神栖町民福祉意識調査 平成6年〉

## II-④ 在宅福祉サービスの評価と点検

### ●課題

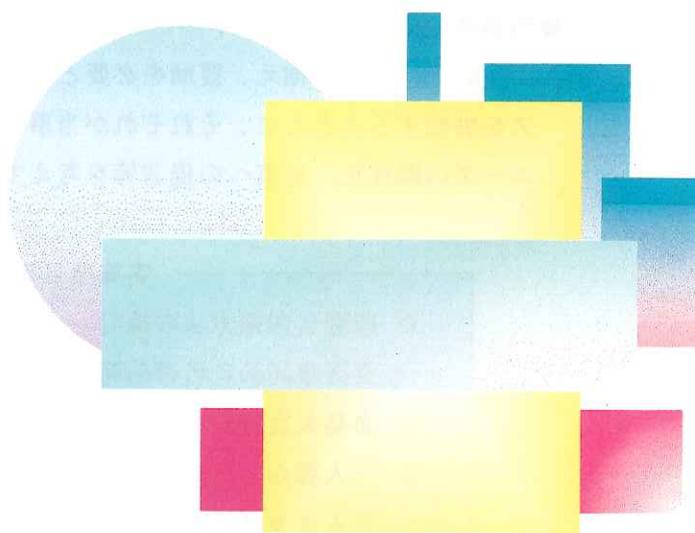
在宅福祉サービスを供給することによって、

- ◇ サービスが利用者にとって有効に供給されているか
- ◇ 利用者の生活自立に向かって効果を上げているか
- ◇ サービス提供によっておこるマイナス要因はないか
- ◇ 量的・質的に問題はないか

等の評価・検討し、サービスの充実や新たな在宅福祉サービスの創設を、地域社会の実状に合わせて考えていく機能を持った組織を、地域ケアシステム事業を通じてつくり、積極的に取り組んでいきます。

### 実施項目 II-④

☆ 在宅福祉サービスの評価と点検を行う組織の育成



### Ⅲ. 分野別福祉活動の充実強化

地域でのふれあい、交流活動を進め、困った人を  
気軽に助け合える地域をつくろう

#### Ⅲ－① 高齢者福祉活動

##### ●地域のニーズの把握

最近の傾向として、サービスメニューを整えることばかりが先行してしまい、地域の実情やニーズの把握がおろそかにされている感があります。また、まだ具体的な形として現われていない、潜在的なニーズの掘り起こしと早期発見にも努めなければなりません。

##### ●地域における在宅福祉サービスの供給体制の整備

地域のクライアントのニーズに応えるためには、ニーズの発見からサービスの提供にいたる総合的なマネジメントが必要になってきます。このため、福祉活動専門員の地域担当制をより充実させ、さらにはデイサービス、ホームヘルプサービス事業といった在宅福祉サービスを受託することにより、直接提供者として全体的な調整を図り、供給体制づくりの中核として活動します。

##### ●当事者の組織化

生活上に問題を抱え、援助を必要とする人々からのニーズを把握し、サービスを供給するとともに、それぞれが当事者として、お互いの交流や情報交換、ニーズの顕在化、施策への提言等を考えていく組織をつくります。

#### 実施項目Ⅲ－①

- ☆ 敬老会開催方法の検討
- ☆ 要援護高齢者世帯訪問活動の継続、充実
- ☆ 簡易火災警報機と緊急通報システムとの統合化検討
- ☆ 一人暮らし高齢者給食サービス、遠足事業の充実
- ☆ 老人クラブ連合会の育成

高齢者と社会参加

グループ活動への参加状況

(%)

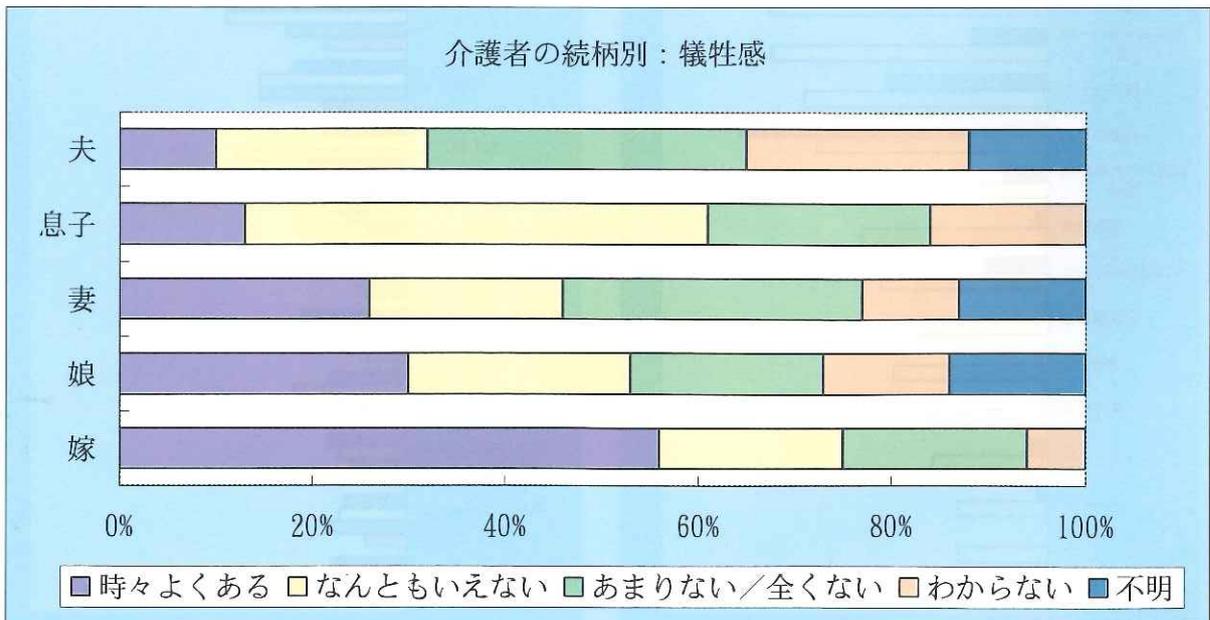
		日 本	アメリカ	イギリス	韓 国	ト ー イ ツ
宗 教 活 動	いつも参加している	6.7	54.8	24.7	25.2	16.0
	時々参加している	11.7	19.6	13.7	15.2	22.8
	たまにしか参加していない	12.0	10.6	15.3	11.0	27.1
	全く参加していない	68.0	14.4	46.1	48.5	33.7
社 交 的 集 団	いつも参加している	4.5	23.0	28.0	11.7	22.5
	時々参加している	10.6	37.0	25.0	17.3	40.8
	たまにしか参加していない	11.4	23.1	17.3	10.1	24.6
	全く参加していない	71.7	16.1	29.7	60.5	12.0
地 域 テ ー マ 活 動	いつも参加している	12.4	18.8	11.5	12.0	6.4
	時々参加している	14.9	20.3	7.9	16.0	15.1
	たまにしか参加していない	17.1	18.5	9.3	12.2	18.5
	全く参加していない	54.2	41.3	71.1	59.8	59.2
老 人 プ ロ グ ラ ム 活 動	いつも参加している	11.5	19.7	11.0	21.8	7.6
	時々参加している	13.0	15.8	6.8	9.5	12.8
	たまにしか参加していない	14.3	13.6	6.8	7.7	16.5
	全く参加していない	59.7	50.1	75.4	60.9	62.5

近所の人たちとの交流

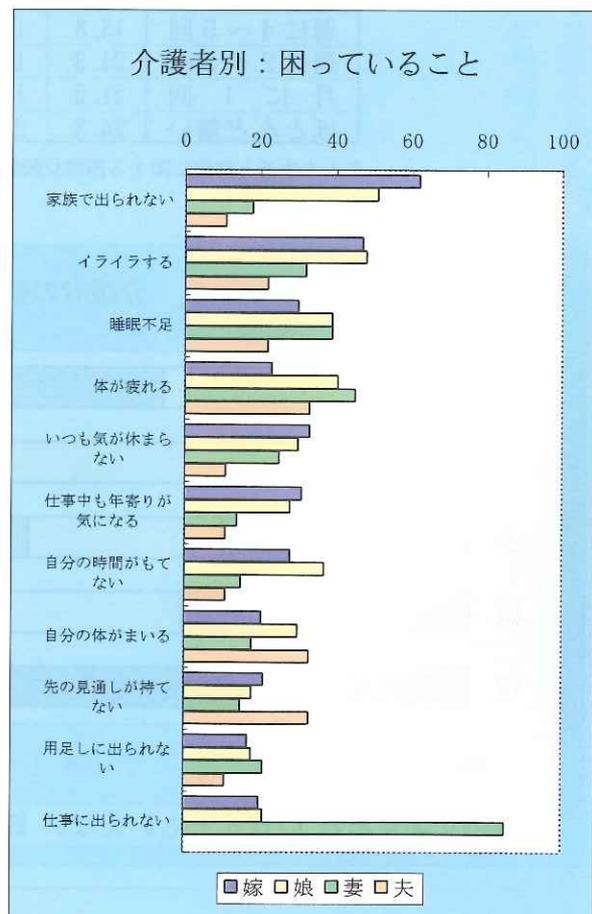
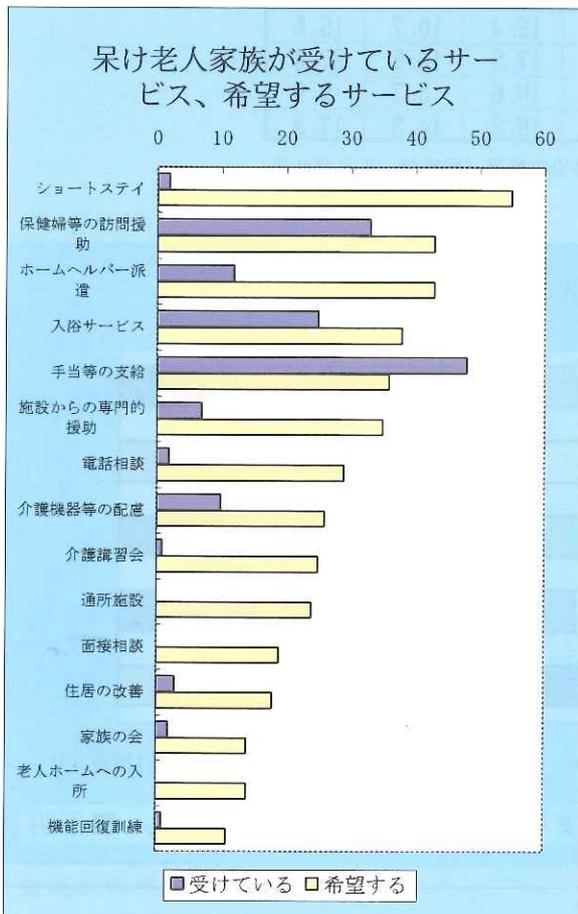
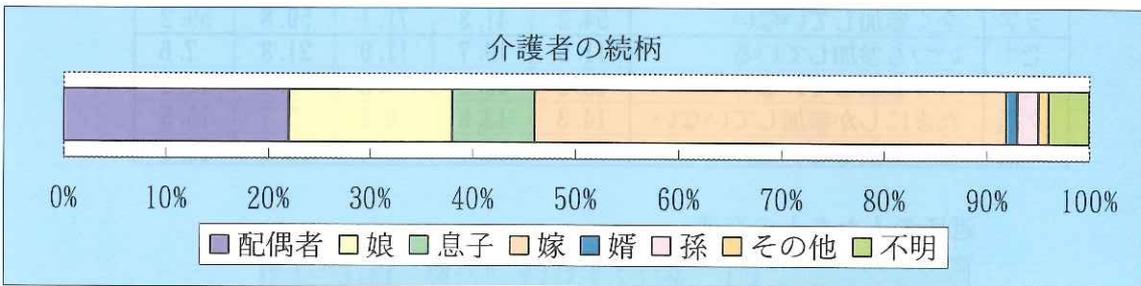
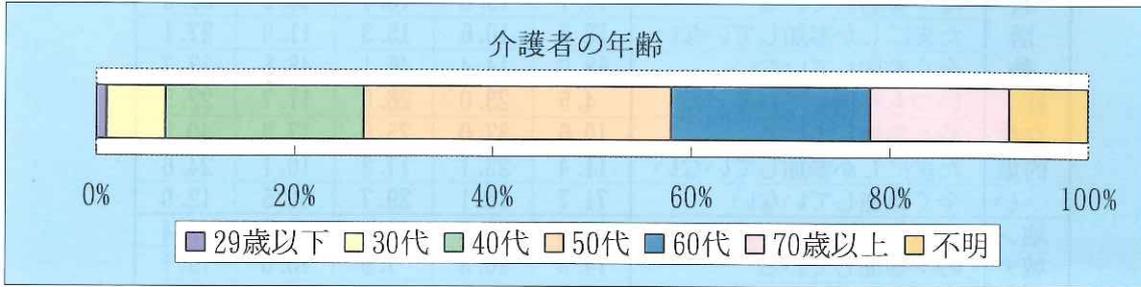
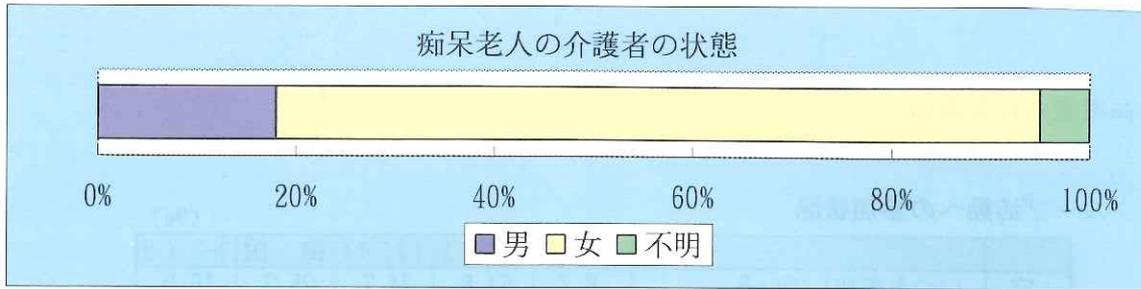
(%)

	日 本	アメリカ	イギリス	韓 国	ト ー イ ツ
毎 日	15.9	32.2	40.1	55.3	29.2
週に4～5回	13.8	15.3	12.4	10.7	15.6
週に2～3回	24.3	18.6	17.5	10.5	27.8
月に1回	21.0	11.5	10.6	8.7	9.9
ほとんど無い	24.3	21.5	19.2	14.8	17.3

老人の生活と意識に関する国際比較調査結果の概要（総務庁、1990年）



<所沢市調査>



## ●ノーマライゼーション思想の定着化

地域社会にある差別や偏見により起こる問題を解決し、地域の中で障害者が共に生きていけるよう、啓発活動、交流事業等の充実を図ります。

「“ノーマライゼーション”っていうけど、住民は障害者に対して理解を持っているのかしら？」

「一口に障害といたって、肢体障害、内部疾患、視覚障害、聴覚障害、自閉症、ダウン症、精薄、精神障害…といったようにいろいろあるんだから、その障害に応じた様々な社会参加の形がなければならないのに、一般的には“障害者”でひとまとめにされてるのよ。」

「障害を持ってるって、一般の学校では普通に教育を受けることも難しいし…」

「今、養護学校は義務化されているけど、それによって障害を持った子どもは、地域の中で教育を受けられず、18歳まで‘隔離されての教育’になっちゃてる部分があるわよね」

「そこまで地域から隔離されてたら、地域に帰ったとき、その影響はきっと本人や家族の苦勞となってくるはずよ。」

「そう、子どもには、能力に応じた教育を受ける権利と、住みなれた自分の地域の中で教育を受ける権利があるんだよ。ただ現在は能力に応じた教育の方が優先されちゃってるね。」

「養護学校や盲学校、聾学校に通っていても、月に1週間くらい地域の普通学級の中で教育を受けられるようなカリキュラムが出来れば、もっと地域との接点が増えていくと思うな。」

「高齢者部会の方にちょっと質問したいのですが、」

「なんでしょう。」

「役場でやっているいきがい講座に通っている人がタクシーを利用しているということですが、他の事業の時にタクシーを利用するんですか？」

「自宅から最寄りのバス停まで500m以上ある人は福祉センターまでタクシーを無料で利用出来ます。」

「え、循環バスだって無料なのに、バス停までじゃなくて、センターまでタクシーで来れるんですか。社協事業でもそうなんですか？」

「いいえ。一人暮らし老人の会食型給食、日帰り遠足など、参加者は全て循環バスなどを使って自力で来ます。」

「元気な老人がタクシーで、虚弱老人がバスだなんて、なんかおかしいわね。」

「行政サービスと社協サービスとで、平等になきゃ。」

「…ってことは、全部タクシーかい？」

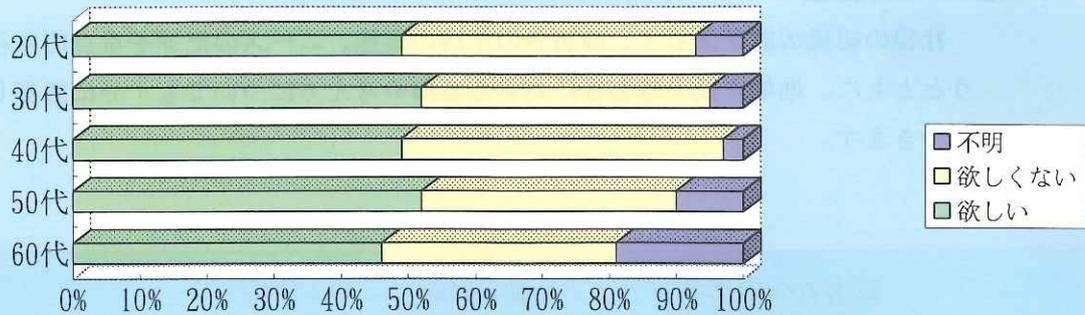
「何言ってるのよ。元気な人はバス、弱い人はタクシー。当たり前じゃない、それが平等ってものよ。」

「どうして日本では女性、しかも嫁が介護者の役割を演じるの？ それに高齢者福祉って、要援護者ばかりにスポットが当てられてない？」

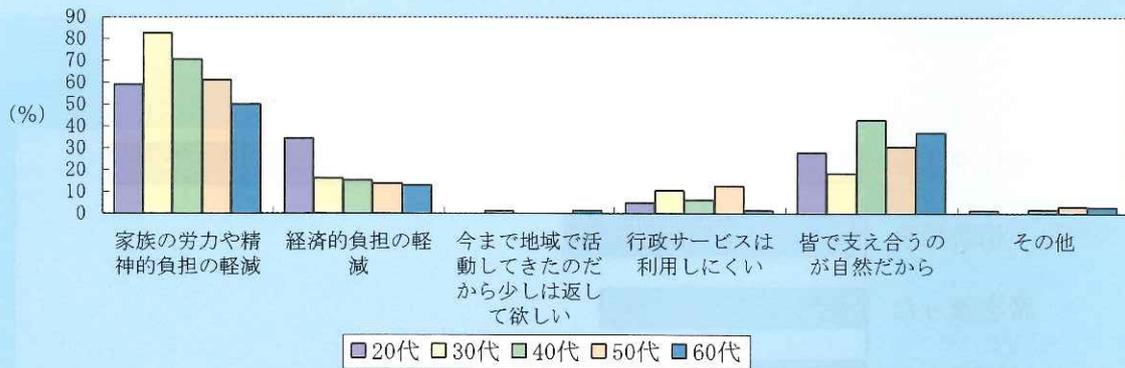
「確かに、法律では要援護者の人権は個人として主張できるけど、最近の福祉は“家族を支える”っていう傾向にあるんじゃないかしら。」

「それで行政は介護手当の支給を……、でも家族の精神的負担は介護手当では解決出来ないのよ！！」

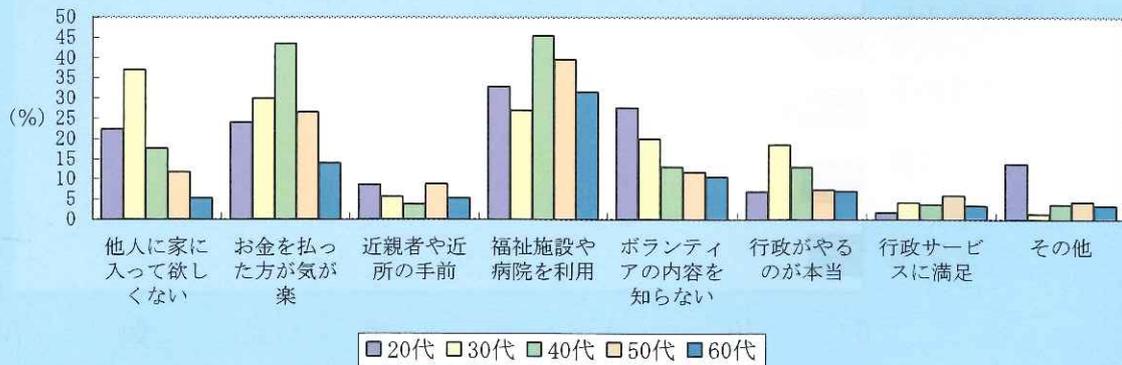
自分や家族が現在または将来困って人の手が必要なおきボランティアに手伝って欲しいか



ボランティアに手伝って欲しい理由（複数）



ボランティアに手伝って欲しくない理由（複数）

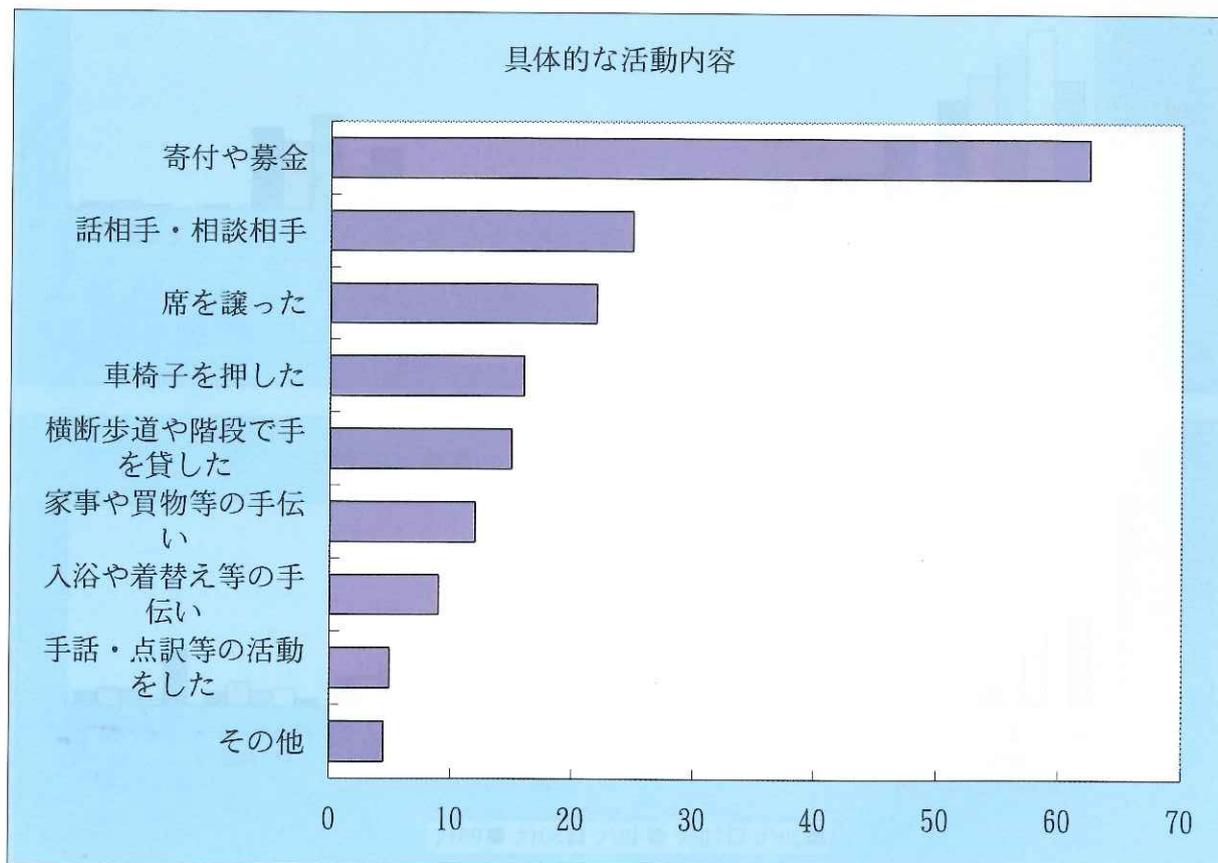
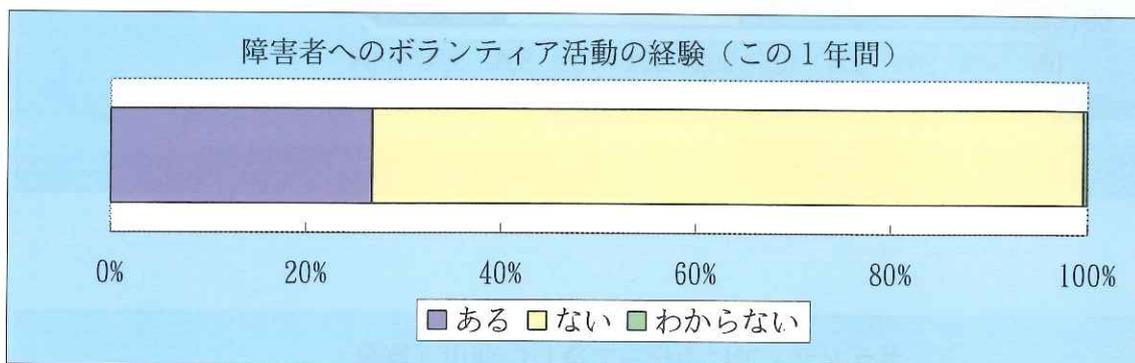


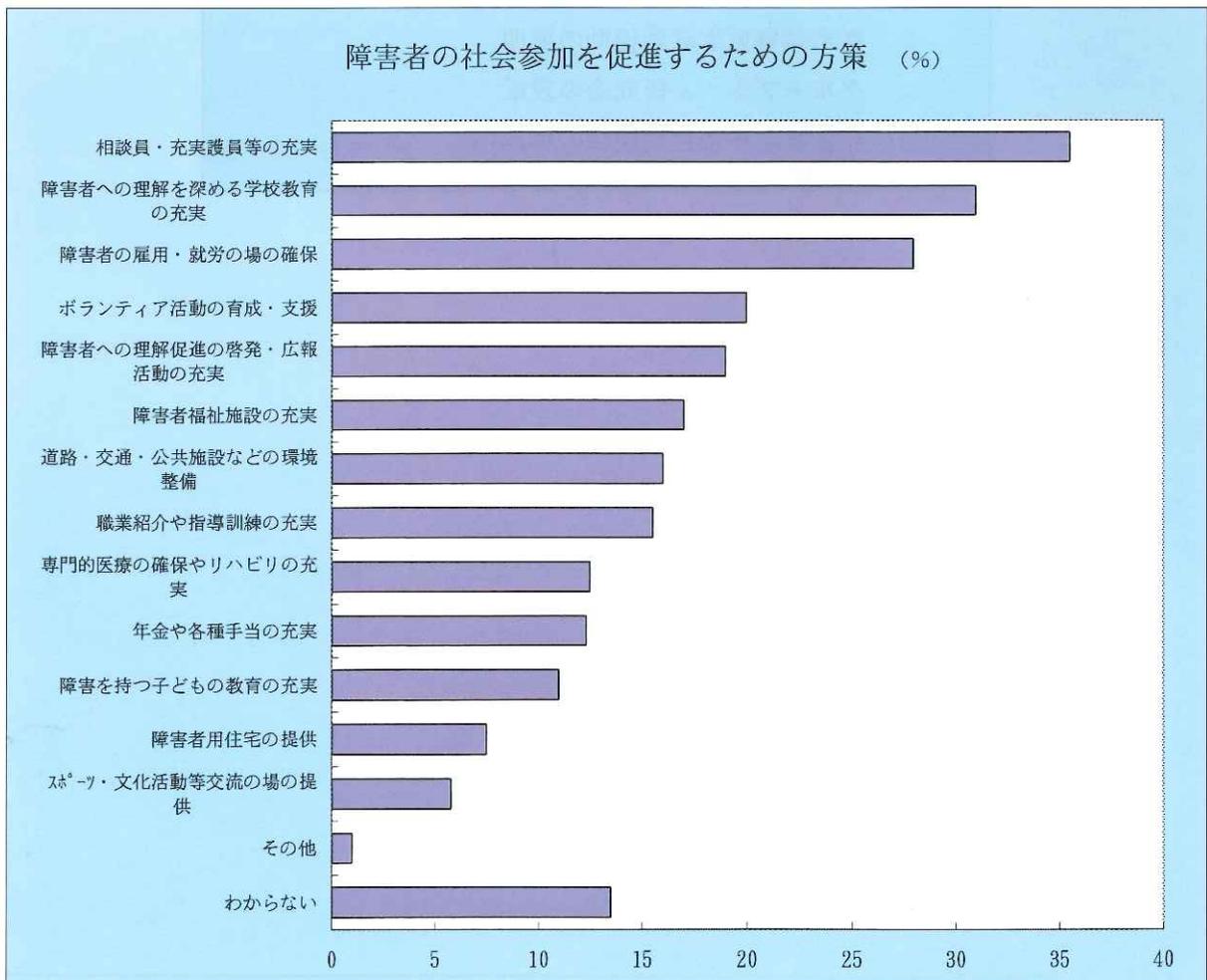
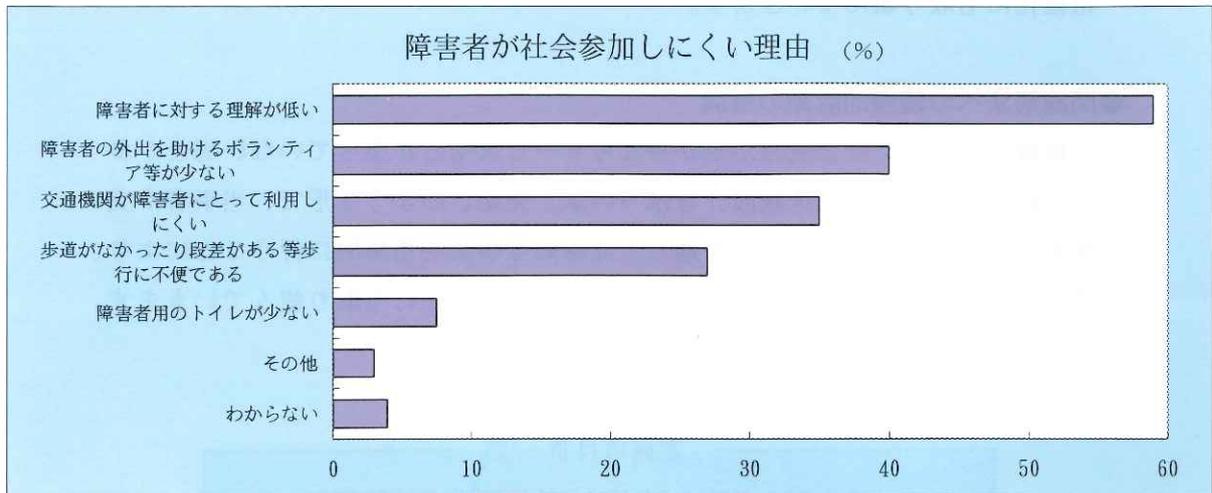
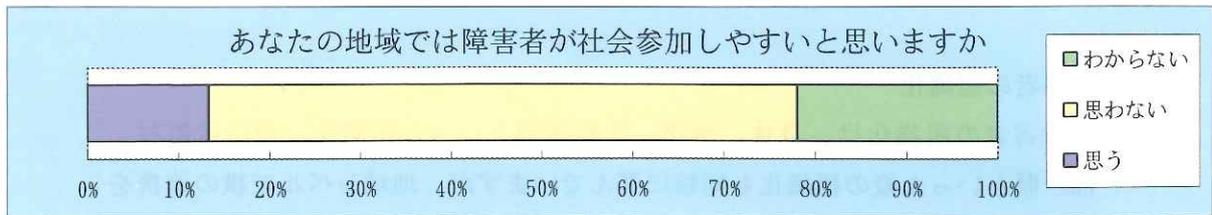
〈神栖町民福祉意識調査 平成6年〉

### Ⅲ－② 障害児者福祉活動

#### ●ニーズの把握

社協の組織活動を通じて、障害者の生活の実態、ニーズの把握を重点的に行うとともに、地域住民の障害者に対する意識や考え方についても十分に把握していきます。





〈県政世論調査 平成5年〉

### ●当事者の組織化

障害者の組織化は、身体、情緒、年齢層別といった組織化、或いは町村、郡、県といった縦の組織化も同様に進んでいますが、地域レベルで横の連携を図っていく必要があります。また、グループホームや通所施設を通じた新たな組織化にも取り組んでいきます。

### ●問題解決への積極的活動の展開

地域の中には、社会資源が無かったりサービスなどが整っていない場合が多く、在宅プレイから通所施設「きぼうの家」発足、のような形で、当事者や支援者と社協が学習会・懇談会を通じて先駆的な事業を積極的に行うことにより、今後の課題であるグループホーム、精薄老人等の問題にも取り組んでいきます。

#### 実施項目Ⅲ-②

- ☆ ことばと発達の相談室と他機関との連携強化
- ☆ 在宅障害者通所作業所委託事業の充実
- ☆ 在宅障害児者活動援助の展開
- ☆ グループホーム研究会の設置
- ☆ 身体障害者福祉協議会の育成

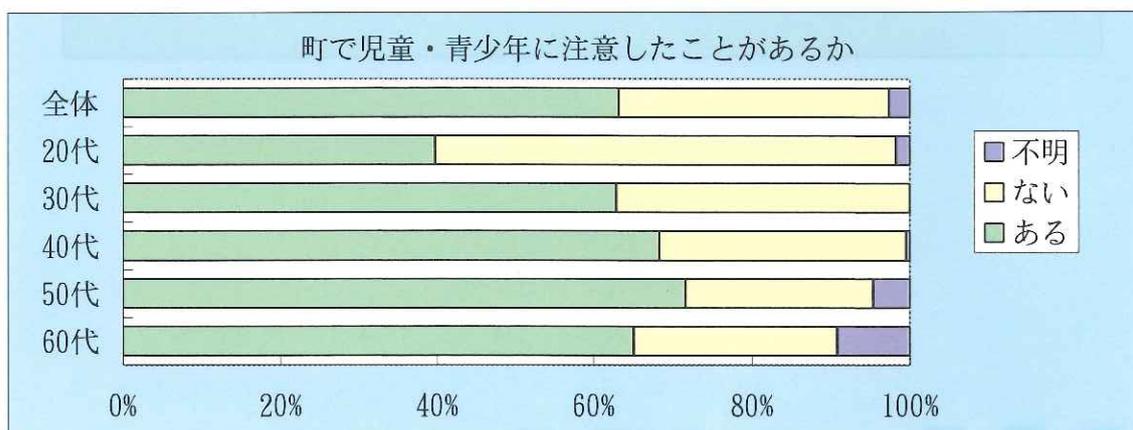
### Ⅲ－③ 児童生徒・母子・父子福祉活動

#### ●現状

地域の中で、児童が健全で健やかに育まれるための社会環境整備や家庭基盤の充実が叫ばれている中、核家族化の進行や母親の就労が増加する等、社会及び家庭における養育機能が低下傾向にあります。特に神栖町では、母子家庭の数が近隣町村に比べ突出しています。（表Ⅲ－③－2 参照）

また「子ども会活動」も勉学との兼ね合いや、子ども・大人サイドのリーダー不足もあって、事務局（生涯学習課）まかせの活動で、毎年同じ事業の繰返しといった状況です。

一方、児童生徒のボランティア活動普及事業（ボランティア協力校活動）は、少数の学校において活発化はしてきているものの、全教師及び生徒を巻き込んだ学校全体の活動へ発展させていくには、学校長の理解と熱意が必要です。



〈神栖町民福祉意識調査 平成6年〉

#### ●課題

町内の小学校6校、中学校4校に対し指定をしているボランティア協力校活動にボランティア・キャラバン（学校関係以外の福祉関係者やボランティアの組織により行なう出前教育）を普及させると共に、校内だけではなく、地域レベルの活動まで展開できるようにPTA、子ども会等、地域の既存の組織と連携を図る必要があります。

また、地域の拠点である児童館やコミュニティーセンターとの連携を強化し、児童の抱えているニーズや問題点を積極的に掘り起こし事業につなげなければなりません。

一方、母子父子世帯に対しては日頃のコミュニケーション不足を解消するため、ふれあい事業を検討すると共に、将来地域ケアシステム事業が定着し軌道に乗った段階で、老人・障害者の対象枠を広げて親の留守中における事故や、非行防止についても地域ぐるみで対応出来るよう検討する必要があります。

実施項目Ⅲ-③

- ☆ 各学校へのボランティア・キャラバン活動の積極的推進
- ☆ 母子・父子家庭実態調査

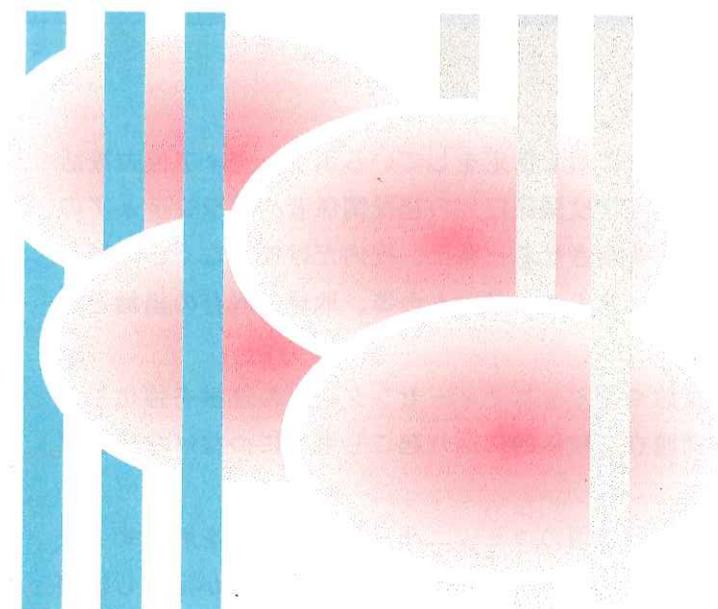
「これから先の事を考えたら福祉教育って絶対必要よね。」

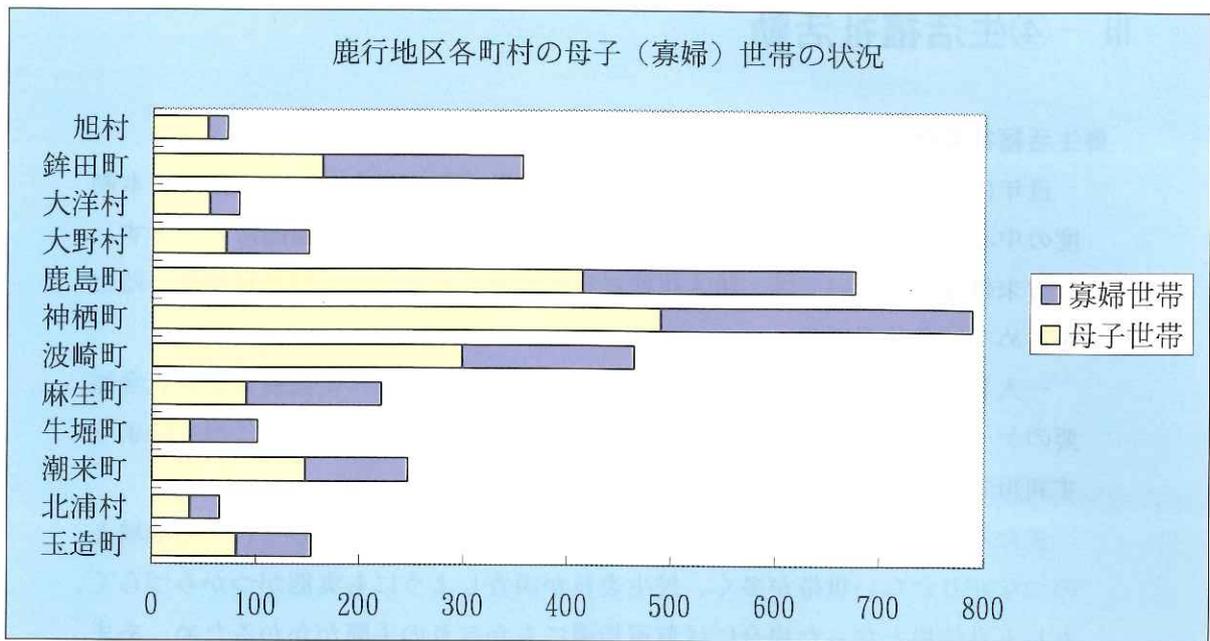
「阪神大震災でも、被災地では子ども達がボランティアとして大活躍していたわね。」

「子どもの頃から福祉の眼を育てることが大切なのよ。」

「学校の先生も、勉強ばかりじゃなく、もう少し子ども達のボランティアに関心を持って指導してくれるといいのにね。」

「先生だけじゃないよ、親も考え方を変えなくちゃ。」





原因別母子世帯発生状況（平成5年度）

区分 町村別	母子 世帯 数	死 別				離 婚				拘 禁	身 体 障 害	精 神 障 害	そ の 他
		病 気	事 故 死	交 通 事 故 死	小 計	離 婚	遺 棄	未 婚 の 母	小 計				
旭 村	10					6			6				4
鉾田町	26	3	1		4	11		1	12		1		9
大洋村	8	1			1	6			6				1
大野村	22					13		2	15				7
鹿島町	44	2			2	36	1	3	40				2
神栖町	39	1			1	32	1	3	36				2
波崎町	57	10	1	1	12	30		10	40				5
麻生町	15	2			2	12			12				1
牛堀町	4					2			2				2
潮来町	23	2			2	14		5	19				2
北浦村	4	1			1	3			3				
玉造町	8					7	1		8				
総 数	260	22	2	1	25	172	3	24	199		1		35

### Ⅲ－④生活福祉活動

#### ●生活福祉資金

近年における貸付状況は、「身体障害者自動車購入資金」が大多数で、本制度の中心である「生業資金」の伸び悩み等、他の資金は低迷傾向にあります。一方未償還金については、法人化前に貸付実施されたケースが不良債権の殆どを占めている状況です。

一人暮らし老人が自宅で自立していくための住宅修理・改築費等が、資金需要のケースとしてしばしば出てきますが、本制度の貸付対象年齢に当てはまらず利用できません。

また本町の場合、新しく住民になった世帯や5年以上在住していても地域とのつながりがない世帯が多く、民生委員が調査しようにも実態がつかみづらく、もし不良債権となった場合には償還指導にもかなりの手間がかかるため、あまり積極的にこの制度を利用しようとはしない傾向があります。

しかし本資金制度は、在宅福祉に視点を置いており、低所得層には資金ニーズがつきものであるため、以下のことが課題となります。

#### 実施項目Ⅲ－④－1

☆ 生活福祉資金貸付の促進、償還率の向上

生活福祉資金貸付状況

資金の種類 年度	更生資金			身体障害者 更生資金			生活福祉資金			住宅 資金	修学 資金	学 就学 支度 費	療 養 資 金	災 害 援 護 資 金	年 度 合 計
	生 業 費	支 度 費	技 能 習 得 費	生 業 費	支 度 費	技 能 習 得 費	生 活 資 金	出 産 費	福 祉 機 器 費						
昭53				1			1			1			2		6
昭54	1						1			2			1		5
昭55							1						1		2
昭56															0
昭57							2						2		4
昭58	1			1											2
昭59	2									1					3
昭60	1									1					2
昭61				1											1
昭62										1					1
昭63											1				1
平1	1										1		1		3
平2									6						6
平3									1						1
平4				1											1
平5								1	2	1					4
合計	6	0	0	4	0	0	5	1	0	9	7	3	0	7	42

社団法人化  
↓

## ●小口貸付金

この資金は1口1万円で10口以内、自立更正意欲のある人に対し緊急一時的に貸出するための制度として、法人化以来別表のような利用状況です。

社会的責任を果たしながら資金に困っているというケースは本当に少なく、

実際は自立更正意欲があるとはいいがたいケースが大多数を占めています。また、この制度を利用する際は必ず「保証人」をつけることになっていますが、本来普通に社会生活を送っていれば、この制度を利用しなくても他に援助・協力を受けられるあてがあるはずで、1口1万円の資金需要で窓口を訪れる当事者にとって、殆どの場合保証人がいないというのが現状です。従って、総合企画委員会や生活福祉資金調査委員会等で、もう一度、制度そのものの見直しが必要な時期にきています。

小口貸付資金貸付・償還状況

年 度	昭和61	昭和62	昭和63	平成1	平成2	平成3	平成4	平成5
貸付件数	22	4	7	4	2	8	19	17
当期支払貸付額	1,030,000	160,000	432,000	150,000	184,260	646,970	1,360,829	1,073,090
当期償還額	660,000	320,000	492,000	190,000	190,000	439,260	1,034,889	1,560,000

### 実施項目Ⅲ-④-2

- ☆ 滞納者の実態調査、償還指導の開催
- ☆ 制度の見直し

## ●低額診療制度

社会福祉法人の病院では、（生活保護の）ボーダーライン層の人に対して概ね1割程度、低額による診療が義務付けられています。当地域では白十字総合病院及び波崎町の済生病院が該当しており、その利用状況は別表の通りになっています。

現状では一度申請が受理されると、以後その人が退院したのか治療中なのか、といった情報が（申請元である）社協まで流れてきていないため、今後は一つのケースを両方で管理できるよう、医療ソーシャルワーカーの専任化の要望をするとともに、定期的な情報交換の場づくりを推進していきます。

低額診療制度利用状況

年 度	昭和61	昭和62	昭和63	平成1	平成2	平成3	平成4	平成5
利用件数	11	7	13	14	3	5	7	5

実施項目Ⅲ-④-3

- ☆ 対象病院との連絡会定例化
- ☆ 台帳の作成

●心配ごと相談事業

心配ごと相談所は、住民のどのような相談にも応じる「よろず相談所」として昭和35年に設置されるようになり、今日では全ての社会福祉協議会に設置されています。

しかし年間相談件数は年々下降気味であり、神栖社協としても広報紙への掲載、住民への説明会等、利用促進を図って様々なPRはしているものの、別表の通り一日当りの来談者は一人程度という状況です。

今後は定例相談以外にも電話相談、夜間相談等、住民が利用しやすい方法を実施するとともに、「ふれあいのまちづくり事業」を通して“総合相談事業”への発展的解消を図り、他機関での相談事業とのネットワークづくりや、相談員の資質向上のための研修制度の体系化に取り組んでいきます。

心配ごと相談所利用状況

年 度		昭和61	昭和62	昭和63	平成1	平成2	平成3	平成4	平成5
開 催 日 数		24日	24日	48日	48日	48日	52日	52日	52日
相 談 事 項	生 計	2		1	1	3	1	2	4
	年 金								
	職 業 ・ 生 業	2	3	4	3	1	2		1
	住 宅		4		1	3	2	5	
	家 族	1	1	10	10	10	9	12	5
	結 婚				3	2	1		1
	離 婚	3	1	5	7	10	11	4	3
	健 康 ・ 衛 生		1	3	3	1	1	2	
	医 療	3	3	3	3	4		2	2
	精 神 衛 生				3	3	2		1
	人 権 ・ 法 律			1		1			
	財 産	2	1	9	9	2	9	13	7
	事 故	1	2	1	2	1	3	1	1
	児 童 福 祉 ・ 母 子 保 健			2				1	
	教 育 ・ 青 少 年			2	2	3	3	5	
	心 身 障 害 者 ( 児 ) 福 祉	1		1	1	1	2	1	1
	母 子 ( 父 子 ) 福 祉	2			1	1			
	高 齢 者 福 祉	2	2	1	1		3		1
	苦 情				3			3	4
そ の 他	2	6	4	4	5	2	14	4	
相 談 合 計 数		21	24	47	57	51	51	65	35

実施項目Ⅱ-①

- ☆ 心配ごと相談所の充実

## IV. 町及び地域諸団体と社会福祉協議会との連携の強化

誰もが住みよいまちづくりを目指して、行政との  
協力・協働をすすめ、要請や問題提起を行おう

### IV－① 行政と社協

#### ●行政と社協の関係

昭和37年以降、県内全ての市町村社協は、役場の中で、行政職員の兼務、未法人の状態からスタートしました。現在も県内87市町村社協中34社協(39%)が役所内にあり、行政の関連施設内にある社協は49社協(56%)、行政首長が社協会長である市町村社協は73社協(84%)です。また、プロパーの事務局長を設置している市町村社協は3社協(3.4%)で、他は現職役場課長或いは行政退職者によって占められています。これらは財政上の理由もさることながら、社会福祉協議会創設時の流れが未だに残っていることの現われといえます。このことは神栖町社協においても同様であり、本年度になってはじめて常務理事(兼事務局長)に民間人の登用がされました。

しかし社協法人化以来今日に到るまで、行政からの支援は限りなく大きなものがありました。これからの社協は行政との密接な連携を更に深めるとともに、自らの企画力、提言力、人事、財政力等を高め、社協としての目標、活動方針、関係機関との連携の方法等をどのように進めていくか、という年次計画を示し、行政から「対等の協力者」としての評価が受けられるように、行政計画への積極的参加、社協計画と行政計画との整合性を保つ受託事業への取組みなどに、これまで積み重ねてきた地域福祉、在宅福祉サービスのノウハウを積極的に活用していかなければなりません。

#### ●行政の事業と社協の事業

平成6年に老人福祉法等福祉関係の法律が改正され、特に老人福祉の分野では、

- ① 老人在宅介護事業
- ② 老人デイサービス事業
- ③ 老人短期入所事業
- ④ 日常生活用具の給付(貸付)事業

等、行政の責任で行なわれます。さらに、平成6年に策定された「神栖町老人保健福祉計画」で、これらの福祉サービスの整備目標が明示された訳ですが、実際のサービス運営は民間の社会福祉法人や社会福祉協議会に委託できるようになっています。

社会福祉協議会が在宅福祉サービスの運営委託を受ける場合、民間福祉活動の主旨である、

- ① 参加者にとっての生きがいの追及
- ② 仲間づくり、自己能力の発揮
- ③ 地域の連帯、住民自治の推進
- ④ 福祉ニーズの実現
- ⑤ 開拓的な事業への取組み

といった意義を十分発揮できる条件を整備し、活動を組織化し、実施していかなければなりません。公的福祉サービスと民間の福祉活動は、お互いに補いあう関係にあり、決して公的福祉サービスを民間福祉活動が肩代わりするという事ではありません。社会福祉協議会は各々のサービスを充実させると共に、保健・医療・福祉・教育・労働・住宅等の施策を含めた幅広いネットワークづくりに努めます。

## IV－② 福祉団体と社協

### ●社協の機能

法人化当初より、別表の通り各種団体の事務局を担当、事務及び事業協力が成されてきましたが、社協の二大機能である「事業実施機能」の面から見ると、ある程度の機能を果たしてきているといえます。しかし今後は事業の体系化に力点を置かなければいけません。

もう一つの「組織化機能」の面からは、既存の組織化された団体の自主運営、或いは団体長会議をはじめとするネットワークづくりに力点が置かれていたため、他の当事者の組織化がこれからの課題となります。

### 福祉団体一覧

	団 体 名	会員数	事務局	総決算額	自主財源	自主財源率
1	老人クラブ連合会	45クラブ 3,888人	社 協	4,523,484	1,366,200	30.2%
2	身体障害者福祉協議会	260人	社 協	3,716,574	260,000	7.0%
3	神 栖 町 遺 族 会	401人	社 協	1,520,993	804,000	53.0%
4	母 子 福 祉 会	68人	社 協	592,759	68,000	11.5%
5	軍恩連盟神栖支部	176人	社 協	425,418	370,000	87.0%
6	神栖町痍傷軍人会	20人	社 協	428,468	260,000	61.0%

### ●福祉団体に対する社協の役割

これからの社協活動としては、各種団体に対して、

- ① オーガナイザー（組織者）
- ② サポーター（支援者）
- ③ コーディネーター（調整者）
- ④ インフォメーション・センター（情報提供者）
- ⑤ オンブズマン（代弁者）

としての役割を明確に打ち出して取り組む必要があります。

## IV－③ 地域の諸機関・団体と社協

社協活動の全てを社協独力でを行うにはおのずと限界があります。そこで社協は様々な事業をより効果的・永続的に実施するために、行政、当事者団体の他に、民生児童委員、社会福祉施設はもちろん、保健、医療、教育等地域内の様々な機関・団体と、各々の専門性を生かした職務分担を明確にし、有機的な連携をとっていく必要性があります。そして「地域ケアシステム事業」及び「ふれあいのまちづくり事業」を通して、地域全体の福祉向上を図るため取り組んでいかなければなりません。

地域の諸機関・団体一覧

No	団 体 名	団体数・会員数	事 務 局
1	行政委員連絡協議会	37	役 場 広 報 課
2	民生委員連絡協議会	58人	役 場 福 祉 課
3	婦人会連絡協議会	34 1,200人	役 場 公 民 館
4	クリーン推進懇談会	32 639人	役場クリーン推進課
5	地区消防団	33 683人	役 場 消 防 交 通 課
6	P T A 連絡協議会	教師301 父母の会4,731	幹 事 校
7	子ども会育成連合会	48	役 場 生 涯 学 習 課
8	神栖生活学校	58人	役 場 公 民 館
9	消費者連絡協議会	34人	役 場 公 民 館
10	食生活改善推進団体連絡協議会	46人	役 場 保 健 セ ン タ ー
11	ボランティア連絡協議	13 プラス個人	社 協
12	ボーイスカウト神栖第1団	48人	役 場 生 涯 学 習 課
13	体 育 協 会	23 5,043人	文化スポーツ振興公社
14	ス ポ ー ツ 少 年 団	7 847人	文化スポーツ振興公社
15	文 化 協 会	15 1,678人	文化スポーツ振興公社
16	農業後継者連絡協議会	46人	農 業 委 員 会
17	神栖商工会	1,331事業所	神 栖 商 工 会
18	神栖商工会婦人部	122人	神 栖 商 工 会
19	神栖町青年会議所	41人	神 栖 商 工 会
20	鹿島臨海ロータリークラブ	75人	神 栖 商 工 会
21	交通安全母の会	103人	役 場 消 防 交 通 課
22	いばらきコープ助け合いの会	(鹿行地区)35人	本 部 組 織 部
23	保 護 司 会	15人	役 場 福 祉 課
24	更生保護婦人会	17人	役 場 福 祉 課

## V. 社協の基盤整備

社会福祉協議会の基盤を強化し、住民による地域福祉活動と在宅福祉サービスを大きく発展させよう

国は、地方自治体の地域福祉計画策定や推進における、民間の参加と協力を強調しています。社会福祉協議会は、公私の社会福祉事業、保健、医療、教育その他の関連分野が参加して組織する、公共性の高い民間団体で、地域福祉推進の中核的機能を果たすものとして社会福祉事業法に認められた唯一の民間団体です。従って、公私共働のパートナーとしてその役割を十分果たし得るよう、その基盤整備に努めていかなければなりません。

事業を推進していくためには、ヒト・モノ・カネが必要不可欠であり、それらのいずれにおいても行政に頼らざるを得ないのが社協の実情です。地域福祉活動計画策定を通し、今一度自身の現状を正しく見据え、諸問題や課題を整理し、共通認識の下に役職員一体となって、行政の出方を待つ「待ちの姿勢」から、実現に向けての「積極的姿勢」への転換が必要です。

### V-① 事務局体制の整備

#### ●職員体制

- ア 事業型社協への転換により、住民から見える社協づくりのために、既存の業務や事業量を勘案し、最小限必要な職員の配置計画を策定します。
- イ 増大化、専門化する社協の業務及び事業等を勘案すると、事務局長が行政職兼務型や行政職出向型、或いは常務理事と兼務で数年毎に交替する体制には限界があります。一貫した方針に基づいた事業展開などが行いにくく、職員の意欲にも支障を来すおそれがあるので、見直しが必要です。
- ウ 職員の資質向上のため、社協の特性である現任訓練の充実が必要であり、そのための研修体系の整備が必要です。

専任事務局長をおく市区町村社協の割合

	都道府県名	社協数	割合(%)
1	滋賀県	40	80.0
2	東京都	47	73.4
3	青森県	49	73.1
4	島根県	43	72.9
5	長崎県	55	69.6
6	山形県	30	68.2
7	鹿児島県	64	66.7
8	広島県	55	64.7
9	福岡県	60	63.2
10	香川県	27	62.8
23	茨城県	42	48.3
	全国計・平均値	1,597	47.3

●拠点の整備

行政施設の一画に事務所があるため、住民は社協と役場との区別ができず、住民参加・地域の組織化等の事業に不都合が生じてくるので、国庫補助の「ふれあいのまちづくり事業」に関連して『ふれあい福祉センター』、或いは国庫補助施設の『地域福祉センター』等の早期設置を行政に積極的に働きかけます。この場合、必要な機材をはじめ、住民が集えるスペースや、活動内容に合わせた施設づくりに事前に参画できるように働きかけをしていきます。

●諸規定の整備

諸規定の整備・確立は、職員の継続的な活動意欲を高め、社協の活力を生み出す基礎条件の一つであり、早急に取り組んでいかなければならない課題です。

- ア. 会計準則の整備
- イ. 行政職員との生涯賃金格差是正のための退職金制度見直し
- ウ. 独自の級別職務分類表の作成
- エ. 独自の経験年数換算の作成

実施項目V-①

- ☆ 業務の点検整理
- ☆ 事務局会議の定例化
- ☆ 職員の資質向上

## V-② 理事・評議員体制

### ●現状

- ア 社協会長の出身区分は別表の通り、県内では「行政の首長」が最も多く、地域の組織化が進んでいるところとはかなりの違いがでています。
- イ 理事・評議員の選出にあたっては形式的、慣習的な選任がこれまで続いています。従って社協に対する理解と支援体制が希薄になりがちな状況です。
- ウ 理事・評議員が社協についての理解を深めるための研修システムがまだ確立されていません。

会長が民間人である  
市区町村社協の割合

	都道府県名	社協数	割合(%)
1	北海道	210	99.5
2	兵庫県	89	98.9
3	京都府	40	93.0
4	群馬県	64	91.4
5	青森県	60	89.6
6	指定都市	111	88.8
7	宮城県	62	88.6
8	大阪府	38	88.4
9	神奈川県	30	85.7
10	岩手県	50	84.7
45	茨城県	14	16.1
全国計・平均値		1,845	54.7

理事会を年6回以上開催  
している市区町村社協の割合

	都道府県名	社協数	%
1	神奈川県	18	51.4
2	東京都	30	46.9
3	兵庫県	41	45.6
4	京都府	17	39.5
5	岩手県	22	37.3
6	福岡県	35	36.8
7	大阪府	15	34.9
8	福井県	12	34.3
9	北海道	67	31.8
10	鳥取県	12	30.8
29	茨城県	11	12.6
全国計・平均値		579	17.2

## ●課題

- ア 厚生省の指導にもあるように、社協の持つ「民間性」を発揮するため、会長民間人原則論を検討する必要があります。
- イ 理事・評議員の選出は、社協活動の成否を左右するものであるため、実質的に理事・評議員としての役割・活動を担える人を選ぶことのできる選出規定を検討します。
- ウ 理事会の“執行部”としての機能を高めるため、理事の業務担当制を検討する必要があります。
- エ 理事会の定例開催により、理事が日常的に社協に関われる体制をつくりだします。
- オ 理事・評議員の研修体制を確立します。

### 実施項目V-②

- ☆ 社協についての理解促進
- ☆ 住民の代弁者としての動ける役員体制の確立

## V-③ 委員会活動

### ●現状

社協における委員会は別表の通りです。法人化以来、ボランティア活動センター運営委員会及び広報委員会については、研修及び構成員の見直し等により、その委員会機能が徐々に発揮されるようになってきています。が、他の委員会は事務局主導型の形式的な組織で、開催回数・内容共に委員会機能が発揮されていませんでした。

平成6年9月30日に、全ての委員会委員の任期満了により、委員会機能を発揮できるよう構成員の見直しがされ、委嘱がされたところです。

### 神栖社協の委員会活動（平成6年度）

No	委員会の種類	構成委員	年次開催数
1	広報委員会	13名	16回
2	調査委員会	5名	2回
3	総合企画委員会	10名	2回
4	生活福祉資金調査委員会	5名	2回
5	心配ごと相談所運営委員会	5名	2回
6	ボランティア活動センター運営委員会	8名	4回
7	福祉活動基金管理運営委員会	5名	2回
8	地域福祉活動計画策定委員会	15名	2回
9	地域福祉活動計画策定専門委員会	19名	12回

※9については平成7年1月現在

#### ●課題

理事会、評議員会の機能を一層高め、さらに各分野の幅広い協働活動を進め、日常的活動となる委員会の機能を強化するため、今後住民、専門家、行政、社協役員等幅広い参加により運営していきます。

当面新規委員会としては、地域福祉活動計画策定後、計画の実施状況の把握と評価検討を行なう為、地域福祉活動計画策定専門委員会を母体とした、地域福祉活動計画評価検討委員会を設置いたします。

#### 実施項目V-③

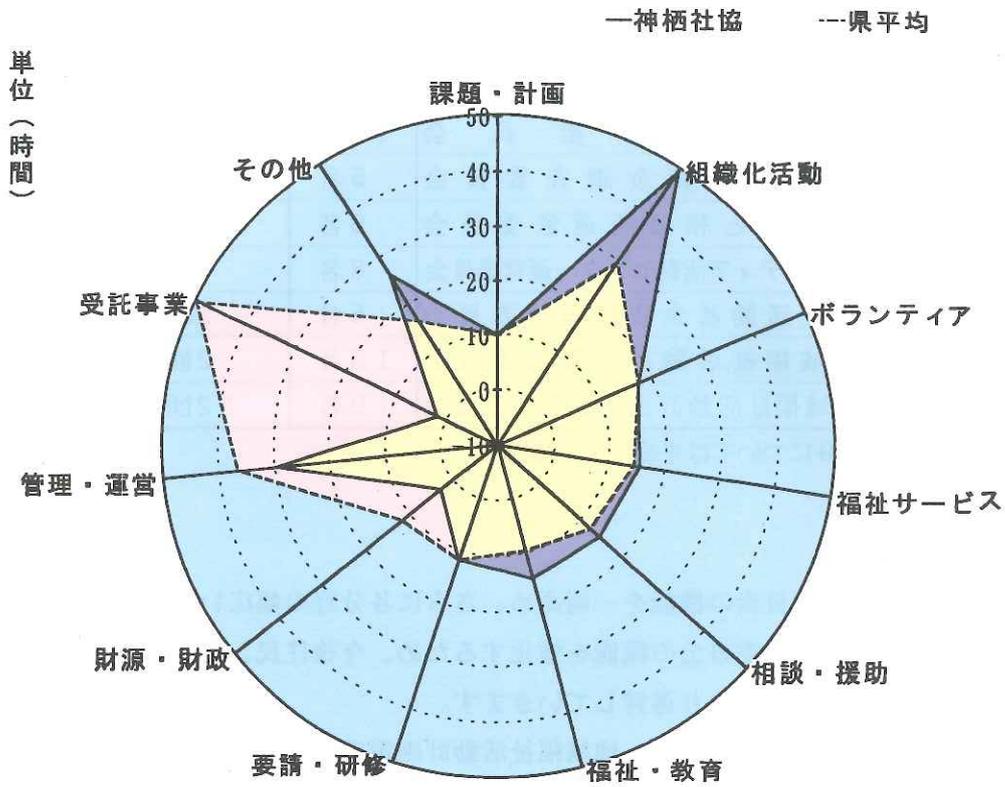
☆ 各種委員会活動の活性化

## V-④ 基本活動

#### ●現状

別表の通り、課題、計画、ボランティア、福祉サービス、相談援助、福祉教育、養成研修は、県内平均より若干取組みが活発であり、組織化についてはかなり重点が置かれた活動をしています。そして、県内他社協に比べて大幅に取組みが少ないのは受託事業です。

職員一人当りの1か月勤務内容



職員業務量実態調査 (茨城県社協：平成5年)

— V — ④ 重点対策

- ◇ 緊急災害時対策及び支援体制の整備
- ◇ 食事サービスの実施回数や内容などの充実
- ◇ ホームヘルパー派遣事業、デイサービス事業の積極的受託
- ◇ 広報・啓発活動及び調査活動の充実
- ◇ 社協活動について、住民モニター制度の導入検討

## V-⑤ 財源

### ●現状

社協の財源は、町からの補助金、委託金等をはじめとする公費を主体とした「依存財源」と、会費、寄附金、共同募金配分金及び運用財産、基本財産の果実による自主財源ですが、一般会計に占める自主財源の割合は僅かです。

### ●課題

ア 公的福祉サービスの受託については、事業費のみで事務費及び職員定数が不十分といったケースになりやすいため、受託する際に行政との十分な協議が必要です。

イ 全戸会員、基金の造成、収益事業の実施など、自主財源の確保に努めます。

ウ 関係団体の事務協力について、当事者団体との話し合いにより、事務費の見直しをし、適正な負担を得るようにします。

エ 行政との話し合いにより、「地域福祉基金」による事業を推進できるよう、果実の積極的活用を検討します。



年会費額が2,400円以上の社協

社協名	会費額
愛知県名東区社協	5,000
大阪府淀川区社協	5,000
京都府和知町社協	3,600
島根県金城町社協	3,600
東京都豊島区社協	3,500
秋田県大潟村社協	3,000
山形県三川町社協	2,500
長野県根羽村社協	2,400